



発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

- | 官報 | | 内閣府
(原稿作成 国立印刷局) | |
|---|--|---------------------|--|
| 目次 | | | |
| 〔内閣官房令〕 | | | |
| ○標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令 (内閣官房一〇) | | | |
| 〔その他告示〕 | | | |
| ○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があつた件 (法務一二三六) | | | |
| ○セネガル日本職業訓練センター・ジャムニヤージョ分校建設計画のための贈与に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の書簡の交換に関する件 (外務四三一) | | | |
| ○セネガル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の書簡の交換に関する件 (外務四三二) | | | |
| ○食品衛生法に基づく登録検査機関の登録事項変更の件 (厚生労働二九七) | | | |
| ○保安林の指定施業要件を変更する件 (農林水産一六七九～一六八一) | | | |
| ○出願公表後に品種登録出願を取り下げた件 (同一六八二) | | | |
| ○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件 (同一六八三) | | | |
| 〔公 告〕 | | | |
| 裁判所 諸事項 | | | |
| ○相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係者その他 | | | |
| 〔官庁報告〕 | | | |
| ○人事異動 (内閣 警察庁) | | | |
| ○叙位・叙勲 (内閣 警察庁) | | | |
| 〔国会事項〕 | | | |
| ○道、近畿地方整備局 (一〇四、一〇五) | | | |
| ○道路に関する件 (四国地方整備局六二) | | | |
| ○農薬を登録した件 (同一六八四) | | | |
| ○土地区画整理事業の事業計画変更を認可した件 (国土交通一〇〇七) | | | |
| ○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供及び新規提供が決定された件 (防衛二五三) | | | |

内閣官房令

○内閣官房令第十号

標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の規定に基づき、標準的な官職を定め政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和七年十一月十一日

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令（成二十一年内閣府令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規の傍線を付した部分のように改める。

改	正	後	改	正	前
（表一の項関係）			（表一の項関係）		
第一条	〔略〕		第一条	〔同上〕	
〔2・3 略〕			〔2・3 同上〕		
4 表一の項第三欄第一号の内閣官房令で定める内閣審議官は、次の各号に掲げることおりとする。			4 同上		
〔一・五 略〕			〔一・五 同上〕		
六 地域未来戦略本部及びまち・ひと・しごと創生本部に関する事務を掌理するもの			六 新しい地方経済・生活環境創生本部及びまち・ひと・しごと創生本部に関する事務を掌理するもの		
〔七・八 略〕			〔七・八 同上〕		
〔5・7 略〕			〔5・7 同上〕		

備考 表中の「」の記載は注記である。

この内閣官房令は、公布の日から施行する

その他告

○法務省告示第百三十六号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、認証紛争解決事業者の住所の変更の届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、
破産、免責、特別清算、
者不明関係、再生、所有
会社その他

令和七年十一月十一日

法務大臣 平口 洋

認証紛争解決事業者の名称

一般社団法人日本商事仲裁協会

変更前の住所

東京都千代田区神田錦町三丁目十七番地廣瀬ビル三階

変更後の住所

東京都千代田区内幸町二丁目二番二号富国生命ビル七階

変更年月日

令和七年十月六日

○外務省告示第四百三十一号

令和七年十月十日にダカールで、セネガル日本職業訓練センター・ジャムニヤージョ分校建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がセネガル共和国政府との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 セネガル日本職業訓練センター・ジャムニヤージョ分校建設計画を実施するため必要な生産物及び役務の購入

2 贈与の限度額 三十四億六千四百万円

3 贈与の供与期限 令和十四年十二月三十一日

4 署名者

日本側 赤松武在セネガル大使

セネガル側 アブドウラフマン・サール経済・計画・協力大臣

○外務省告示第四百三十二号

令和七年十一月十一日 令和七年十月十日にダカールで、セネガル共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がセネガル共和国政府との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2 贈与額 二億四千万円

3 贈与の供与期限 令和九年十月三十一日

4 署名者

日本側 赤松武在セネガル大使

セネガル側 アブドウラフマン・サール経済・計画・協力大臣

○厚生労働省告示第二百九十七号

令和七年十一月十一日 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第一項及び第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地並びに登録検査機関が製品検査を行う事業所の名称及び所在地を次のとおり変更する旨の届出があつたので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

1 令和七年十一月十一日

令和七年四月一日

変更後の登録検査機関の名称

変更前の登録検査機関の名称の変更

厚生労働大臣

上野賢一郎

変更の日

EMERIEUX NUTRITION

JAPAN株式会社

シード株式会社

ビューローベリタスエフイーエー

株式会社MIZUKEN

株式会社総合水研究所

令和七年四月一日

令和七年二月一日

令和七年四月一日

七五二まで、一七五三の一、一七五三の二、一七六三から一七七三まで、一七七八から一七八四まで、一七八六から一七九〇まで、一七九一から一七九三まで、一七九七まで、一七九九から一八〇四まで、一八〇五の一から一八〇五の三まで、一八〇六から一八一六まで、一八一八、一八二二から一八二三まで、一八二五、一八二七、一八二八、一八三一、一八三二、一八三四、一八六〇、一八七一から一八七五まで、一八七七、一四〇一まで、一五七〇から一五七二まで、上西の川一二の二・二一、一九三、一九四から一五六まで、一七七から一九三まで、一九四の一、一九六、一九七、一九九の一、一九九の四、二〇〇の一、二〇〇の三、二〇〇の四、二〇一の一、二〇一の三、二〇一、二〇三の一、二〇四の一、二〇四の三、二〇四の四、二〇九、三四一の一、三四三の一、三四三の二、三四四から三四八まで、三五三、三五五から三五八まで、三六二から三六四まで、三六八、三七九から三八六まで、四一〇から四一二まで、四一八から四二〇まで、四三三から四三四まで、四四五、四四九から四五三まで、四五五、四五九から四六一まで、四六九、四七四、四七六、四七七、四七八の一、四七八の二、四八〇から四八五まで、四八七から四九三まで、六〇三から六〇五まで、六〇八から六一〇まで、六一二、六一三、六一五、六二三、六二四、六四三、六四五から六五五まで、六五七から六六〇まで、六六二、六六四一 保安林として指定された目的 水源の涵養

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種 次のとおりとする。
(次のことおり)は、省略し、その関係書類を高
知県庁及び檮原町役場に備え置いて縦覧に供す
る。)

○農林水産省告示第十六百八十一号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第
三十三条の二の規定により、次のように保安林の
指定施業要件を変更する。

令和七年十一月十一日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
高知県高岡郡四十万町奥呂地字タヲガ谷五九
一の一から五九一の三まで、五九一の八、五九
四の一、五九四の二、字ユヅリバコエ山五八六
の七、五八六の八、五八八、五八九、字袖ガ谷
五九〇、字蕨山五九五、床鍋字虎枝谷一二四二
の三〇、一二四一の三六、字虎枝谷一二四一の
五、一二四一の九、一二四一の一〇、字大呂谷
一二四二の一、一二四二の一〇、一二四二の一
一、一二四二の一五、一二四二の一七、一二四
二の一八、一二四四の二、一二四四の四、一二
四四の五、一二四四の七、一二四四の九、一二
四四の一三、一二四六の二、一二四七の三、一
二四七の四、一二四八の一から一二四八の三ま
で、字有之木一三三九の一から一三三九の五ま
で、一三四〇の四から一三四〇の六まで、一三
四一の一から一三四一の四まで、一三四三の一、
一三四三の三

二 保安林として指定された目的 水源の涵養
(一) 変更後の指定施業要件
1 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をることができる立木
は、当該立木の所在する市町村に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の
ものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
(次のことおり)は、省略し、その関係書類を高
知県庁及び四十万町役場に備え置いて縦覧に供す

○農林水産省告示第十六百八十四号					
出願者が、出願公表後に品種登録出願が取り下げられたのち、種苗法（平成十年法律第八十回）第十三第二項の規定に基いて、次のとおり公示する。					
令和七年十一月十一日					
出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取り下げ年月日	農林水産大臣 鈴木 慶和	
Epipremnum pinnatum (L.) Engl.	テルノシャララ	伊藤輝則 愛知県弥富市富島1丁目92番地	第37129号 令和7年9月3日		
Hedera L.	スペードカコ	加古雄二 愛知県知多郡東浦町大字猪川字鉢 栗式区55	第37186号 令和7年9月16日		
Kalanchoe blossfeldiana Poelln.	Meili Orange	San S.A. Yang No.16, Zhulun Ln., Puli Town Ship, Nantou County, Taiwan	第37209号 令和7年9月17日		
Limonium Mill.	TW1013	タキイ種苗株式会社 京都府京都市下京区梅小路通猪熊 東入南夷町80番地	第37327号 令和7年9月1日		
"	TW1014	"	第37328号 令和7年9月1日		
"	TW999	"	第36016号 令和7年9月1日		
○農林水産省告示第十六百八十四号					
出願公表後に品種登録出願が拒絶されたのち、種苗法（平成十年法律第八十回）第十三条第一項の規定に基いて、次のとおり公示する。					
令和七年十一月十一日					
出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び拒絶年月日	農林水産大臣 鈴木 慶和	
Dianthus caryophyllus L.	KS16127-01	力ネコ種苗株式会社 群馬県前橋市古市町一丁目50番12号	第35783号 令和7年9月3日		
Limonium Mill.	オリゾンディープ ブルー	住化農業資材株式会社 大阪府大阪市中央区高麗橋4丁目 6番17号	第36605号 令和7年9月2日		
○農林水産省告示第十六百八十四号					
農業取締法（昭和三十三年法律第八十回）第三条第九項の規定により、令和七年十月十五日付をもつて次の農業を登録し、同法第十三条の規定による公示する。					
令和七年十一月十一日					
登録番号	農業の種類	農業の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所	農林水産大臣 鈴木 慶和	
24988	フルアルジナム粉粒剤	フロンサイド粉粒剤	大阪市西区江戸堀一丁目3番15号 石原産業株式会社 取締役社長 大久保吉		

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の品番号及び取下げ年月日
Epipremnum pinnatum (L.) Engl.	テルノシャララ	伊藤鷲則 愛知県弥富市富島 1丁目92番地	第37129号 令和7年9月3日
Hedera L.	スペードカコ	加古雄二 愛知県知多郡東浦町大字緒川字鉢 栗式区55	第37186号 令和7年9月16日
Kalanchoe blossfeldiana Poelln.	Meili Orange	San S.A. Yang No.16, Zhulun Ln., Puli Town- ship, Nantou County, Taiwan	第37209号 令和7年9月17日
Limonium Mill.	TW1013	タキイ種苗株式会社 京都府京都市下京区梅小路通猪熊 東入南裏町180番地	第37327号 令和7年9月1日
"	TW1014	"	第37328号 令和7年9月1日
"	TW999	"	第36016号 令和7年9月1日

Digitized by srujanika@gmail.com

国会事項

衆議院

質問書提出

十一月七日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

クマ被害拡大に対する包括的対策及び共存に向けた制度設計に関する質問主意書（長友よしひろ提出）

外国人による森林取得に関する制度運用及び監視体制に関する質問主意書（長友よしひろ提出）

アフリカのマルミゾウの象牙取引に関する質問主意書（上村英明提出）

持続可能な地域医療のための公立病院への経営支援に関する質問主意書（三角創太提出）

十一月七日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員尾辻かな子提出同性婚に関する違憲判決後の法務省の対応方針及び過去の民法違憲判決における検討・審議期間等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛提出SORA2と著作権法第三十条の四に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛提出AI導入による実質的生産性低下の懸念に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛提出株式会社オルツへの政府支出に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛提出風俗求人のアドトラックに対する適切な規制の在り方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎提出歴史認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎提出憲法の幾つかの規定に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎提出連立政権に関する質的な在り方の検討のための論点整理に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎提出外国人との秩序ある共生社会推進室に関する質問に対する答弁書

参議院議員櫛渕万里提出外国人との秩序ある共生社会推進室に関する質問に対する答弁書

参議院議員櫛渕万里提出連立政権に関する質問に対する答弁書

参議院議員櫛渕万里提出外人との秩序ある共生社会推進室に関する質問に対する答弁書

参議院議員櫛渕万里提出外人との秩序ある共生社会推進室に関する質問に対する答弁書

参議院議員伊勢崎賢治提出千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に関する条約第二条及び処罰に関する条約批准に向けた同条約と国内法制との関係の整理に関する質問に対する答弁書（第二三号）

参議院議員伊勢崎賢治提出集團殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約批准に向けた同条約と国内法制との関係の整理に関する質問に対する答弁書（第二四号）

報告書受領

十一月七日内閣から、国際連合平和維持活動等の規定に基づくシナイ半島国際平和協力業務の実施の状況の報告

法律第七条の規定に基づくシナイ半島国際平和協力業務実施計画の変更の報告

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくシナイ半島国際平和協力業務の実施の状況の報告

法律第七条第三項の規定に基づく海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊行為の処罰及び海賊行為への対処についての報告

十一月七日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくシナイ半島国際平和協力業務実施計画の変更の報告

法律第七条の規定に基づくシナイ半島国際平和協力業務の実施の状況の報告

法律第七条第三項の規定に基づく海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊行為の処罰及び海賊行為への対処についての報告

十一月七日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくシナイ半島国際平和協力業務の実施の状況の報告

法律第七条第三項の規定に基づく海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊行為の処罰及び海賊行為への対処についての報告

参議院議員石垣のりこ提出高市早苗内閣総理大臣による上野賢一郎厚生労働大臣への労働時間規制の緩和検討指示に関する質問に対する答弁書（第二五号）

参議院議員石垣のりこ提出高市早苗内閣総理大臣による上野賢一郎厚生労働大臣への労働時間規制の緩和検討指示に関する質問に対する答弁書（第二五号）

○叙位

藤省三

正五位に叙する

金井一夫

坂本邦和

従五位に叙する（各通）

大河内章

小野光良

島ノ江寛

竹井清八

甲斐出倫教

西田良三

堀吉田公泰

舞原國雄

山口一範

山本正晴

形部悟

堀井英夫

梅野千田

義勝

岩浪正弘

木村紀久男

小川和義

内田勝久

塙野周二

對馬浩

高木武治

西山光

森山邦彦

塙野勝敏

金井正弘

八木橋直美

田野井稔

橋口利男

樋口誠

森山龍雄

森山利男

山口一敏

高木千代

羽石千代

高橋一徳

大野博之

岡本博之

河西一彦

田中澤博之

加藤博之

坂野西盛

中澤雅人

吾郎

奥田利宏

中澤政治

齋藤政利

河西利宏

大野充雅

岡本充雅

河西利宏

大野渡邊

渡邊利宏

河西利宏

大野重松

大野重松

河西利宏

大野豈

大野豈

河西利宏

大野有隣

大野有隣

河西利宏

正五位に叙する

高桑俊夫

河西利宏

従五位に叙する（各通）

山崎保

河西利宏

正五位に叙する

叙位・叙勳

藤省三

正五位に叙する

金井一夫

坂本邦和

従五位に叙する（各通）

大河内章

小野光良

島ノ江寛

竹井清八

甲斐出倫教

西田良三

堀吉田公泰

舞原國雄

山口一範

山本正晴

形部悟

堀井英夫

梅野千田

義勝

岩浪正弘

木村紀久男

小川和義

内田勝久

塙野周二

對馬浩

高木武治

西山光

森山邦彦

塙野勝敏

金井正弘

八木橋直美

田野井稔

橋口利男

河西利宏

森山龍雄

河西利宏

河西利宏

高木千代

羽石千代

河西利宏

田中澤博之

吾郎

河西利宏

中澤雅人

河西利宏

河西利宏

中澤政治

吾郎

河西利宏

大野充雅

河西利宏

河西利宏

大野渡邊

河西利宏

河西利宏

大野重松

河西利宏

河西利宏

大野豈

河西利宏

河西利宏

大野有隣

河西利宏

河西利宏

正五位に叙する

高桑俊夫

河西利宏

河西利宏

従五位に叙する（各通）

山崎保

河西利宏

河西利宏

従五位に叙する（各通）

渡壁一次

河西利宏

河西利宏

正五位に叙する

高桑俊夫

河西利宏

河西利宏

従五位に叙する（各通）

山崎保

河西利宏

河西利宏

正五位に叙する

高桑俊夫

河西利宏

河西利宏

従五位に叙する（各通）

渡壁一次

河西利宏

河西利宏

令和7年(家)第2144号

愛知県豊橋市前田南町1丁目9番地26

申立人 西村 万紀

本籍愛知県豊橋市花田二番町130番地、最後の住所愛知県豊橋市弥生町字中原3番地1ふるさとホーム豊橋、死亡の場所愛知県豊橋市、死亡年月日令和7年8月12日、出生の場所愛知県豊橋市、出生年月日昭和9年3月1日、職業無職

被相続人 亡 成瀬 坂次

事務所愛知県豊橋市前田町1丁目2番地の11

弁護士法人柴田・中川法律特許事務所

相続財産清算人 弁護士 岩崎 大輔

催告期間満了日 令和8年5月18日

名古屋家庭裁判所豊橋支部

令和7年(家)第3087号

滋賀県近江八幡市中小森町327番地7 202号

申立人 高田 宗徳

本籍滋賀県彦根市平田町432番地21、最後の住所滋賀県彦根市開出今町1343番地3、死亡の場所滋賀県彦根市、死亡年月日令和7年7月6日、出生の場所滋賀県長浜市、出生年月日昭和53年7月27日、職業無職

被相続人 亡 大坪 泰

滋賀県近江八幡市鷹飼町560-1 洗心ビル5階 東近江法律事務所

相続財産清算人 弁護士 福井 達生

催告期間満了日 令和8年6月16日

大津家庭裁判所彦根支部

令和7年(家)第81116号

大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号

申立人 枚方市

本籍大分県佐伯市大字上岡1160番地、最後の住所大阪府枚方市尊延寺6丁目17番11号、死亡の場所大阪府枚方市、死亡年月日令和6年1月21日ころから31日ころまでの間、出生の場所山口県防府市、出生年月日昭和28年2月14日、職業不明

被相続人 亡 曽我部輝男

堺市堺区新町4番7号 材庄ビル5階

相続財産清算人 弁護士 泉田 健司

催告期間満了日 令和8年6月16日

大阪家庭裁判所

令和7年(家)第30404号

広島市安芸区矢野西5丁目7番15号

申立人 原 博幸

本籍広島市安芸区中野東6丁目4674番地、最後の住所広島市安芸区中野東6丁目55番33-9号、死亡の場所広島県広島市安芸区、死亡

年月日令和7年6月8日、出生の場所広島県安芸郡中野村、出生年月日昭和25年8月1日、職業無職

被相続人 亡 原 喜美子

事務所広島市中区上八丁堀7-1 ハイオス広島314

相続財産清算人 弁護士 山本 一志

催告期間満了日 令和8年5月20日

広島家庭裁判所

令和7年(家)第30032号

広島市安佐北区亀山2丁目13番41-9号

申立人 寺岡 譲

本籍広島県三次市作木町光守61番地、最後の住所広島県三次市作木町光守61番地、死亡の場所広島県三次市、死亡年月日令和6年6月8日、出生の場所広島県双三郡作木村、出生年月日昭和16年12月20日、職業不明

被相続人 亡 佐賀 弘治

旭川市宮下通7丁目3897-1 旭川駅前ビル5階こむろ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小室 光子

催告期間満了日 令和8年5月31日

旭川市神楽4条6丁目1-15 第一レジデンス太陽の郷2階

相続財産清算人 弁護士 吉川真由美

催告期間満了日 令和8年5月31日

旭川家庭裁判所

令和7年(家)第9069号

旭川市7条通9丁目48番地

申立人 旭川市長 今津 寛介

本籍北海道旭川市未広1条10丁目5番、最後の住所旭川市未広1条10丁目5番17号、死亡の場所北海道旭川市、死亡年月日平成27年7月18日、出生の場所東京府東京市豊島区、出生年月日昭和16年12月20日、職業不明

被相続人 亡 佐賀 弘治

旭川市宮下通7丁目3897-1 旭川駅前ビル5階こむろ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小室 光子

催告期間満了日 令和8年5月31日

旭川家庭裁判所

令和7年(家)第7018号

福島県西白河郡矢吹町中沖17番地

申立人 小針 啓幸

本籍福島県双葉郡富岡町字夜の森北1丁目37番地、最後の住所福島県西白河郡矢吹町井戸尻445番地医療法人櫻仁会西白河病院(住民票上の住所福島県双葉郡富岡町字夜の森北1丁目37番地)、死亡の場所福島県西白河郡矢吹町、死亡年月日令和7年8月26日、出生の場所福島県双葉郡富岡町、出生年月日昭和31年3月27日、職業無職

被相続人 亡 大島 俊明

福島県西白河郡矢吹町中沖17番地

相続財産清算人 小針 啓幸

催告期間満了日 令和8年6月1日

福島家庭裁判所白河支部

令和7年(家)第9050号

東京都中野区本町2丁目46番1号

申立人 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社

本籍北海道旭川市東旭川町桜岡150番地3、最後の住所北海道上川郡東神楽町ひじり野北1条1丁目4番7号、死亡の場所北海道旭川市、死亡年月日令和6年4月17日、出生の場所北海道旭川市、出生年月日昭和28年11月2日、職業不明

被相続人 亡 高橋 誠

事務所埼玉県さいたま市南区白幡3-13-4 第二隆伸ビル202 むつみ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 高宮 大輔

催告期間満了日 令和8年5月25日

さいたま家庭裁判所

令和7年(家)第3035号

埼玉県加須市花崎3丁目1番地3

申立人 小屋敷厚子

本籍埼玉県加須市下高柳1092番地、最後の住所埼玉県加須市下高柳1092番地、死亡の場所埼玉県加須市、死亡年月日推定令和7年2月5日、出生の場所埼玉県北埼玉郡水深村、出生年月日昭和29年4月16日、職業無職

被相続人 亡 小林 光男

事務所埼玉県上尾市上町1-4-1 関東商工会館ビル3階A 関根貴生法律事務所

相続財産清算人 弁護士 関根 貴生

催告期間満了日 令和8年5月29日

さいたま家庭裁判所久喜出張所

令和7年(家)第3039号

埼玉県白岡市新白岡1丁目23番地9

申立人 池田 朋子

本籍埼玉県蓮田市蓮田1丁目289番地、最後の住所埼玉県久喜市下早見1728番地1介護老人福祉施設 陽日館、死亡の場所埼玉県さいたま市岩槻区、死亡年月日令和7年5月31日、出生の場所千葉県千葉郡岩槻町、出生年月日昭和7年10月29日、職業無職

被相続人 亡 岩重 淑子

事務所埼玉県川口市芝新町5-1 SKビル6階C号室 わらび法律事務所

相続財産清算人 弁護士 織田 恒央

催告期間満了日 令和8年5月29日

さいたま家庭裁判所久喜出張所

令和7年(家)第30241号

千葉市中央区千葉港1番1号

申立人 千葉市長 神谷 俊一

本籍東京都港区芝大門1丁目23番地、最後の住所千葉県千葉市中央区矢作町851番地6シャトレーゼハギ102号、死亡の場所千葉県千葉市中央区、死亡年月日令和6年10月22日、出生の場所千葉県千葉市、出生年月日昭和24年11月24日、職業不明

被相続人 亡 德永まゆみ

事務所千葉市中央区中央3丁目10番6号北野京葉ビル8階真田・中間・谷中綜合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中間 一裕

催告期間満了日 令和8年5月18日

千葉家庭裁判所

令和7年(家)第90811号

東京都立川市緑町4番地の4 立川北口薬局ビル4階三多摩法律事務所
申立人 山口 真美
本籍東京都品川区小山台1丁目170番地1、最後の住所東京都立川市幸町4丁目17番地の10ハイムガーデン立川幸町 107、死亡の場所東京都立川市、死亡年月日令和7年8月18日、出生の場所関東州大連市、出生年月日昭和19年2月3日、職業無職
被相続人 亡 黒羽 信和
事務所東京都千代田区内幸町1丁目2番2号日比谷ダイビル6階 潮見坂綜合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 吉羽真一郎
催告期間満了日 令和8年5月20日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第7116号

神奈川県相模原市南区上鶴間本町2丁目25番20-801号
申立人 伊藤 智子
本籍神奈川県相模原市南区相武台団地2丁目2番、最後の住所神奈川県相模原市南区新磯野2丁目40番1号アップルハウス、死亡の場所神奈川県相模原市南区、死亡年月日令和7年5月17日、出生の場所神奈川県横浜市西区、出生年月日昭和33年4月15日、職業無職
被相続人 亡 遅見 治俊
神奈川県相模原市中央区矢部4丁目17番地8相模中央マンション2階 弁護士法人 多湖綜合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 多湖 翔
催告期間満了日 令和8年5月20日

横浜家庭裁判所相模原支部

令和7年(家)第71611号

神奈川県川崎市麻生区高石6丁目24番20-304号
申立人 押田 健二
本籍東京都世田谷区上馬3丁目5番、最後の住所東京都世田谷区上馬3丁目5番13号、死亡の場所東京都世田谷区、死亡年月日令和5年5月22日、出生の場所東京都世田谷区、出生年月日昭和32年3月17日、職業無職
被相続人 亡 押田 宏
事務所東京都千代田区神田司町2丁目8番地4吹田屋ビル7階 あばろ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 森田 憲右
催告期間満了日 令和8年6月1日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第71668号

東京都葛飾区青戸2丁目1番19号
申立人 小林 智子
本籍東京都葛飾区青戸1丁目12番、最後の住所東京都葛飾区青戸1丁目12番8号、死亡の場所東京都葛飾区、死亡年月日令和5年11月6日、出生の場所群馬県伊勢崎市、出生年月日昭和21年1月11日、職業無職
被相続人 亡 小林 好二
事務所東京都千代田区神田神保町3丁目23番地新聞之新聞ビル305号室 菅野綜合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 菅野 光明
催告期間満了日 令和8年6月1日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第71846号

東京都葛飾区立石5丁目13番1号
申立人 東京都葛飾都税事務所長
本籍東京都葛飾区西亀有3丁目1番地17、最後の住所東京都葛飾区西亀有3丁目1番8号、死亡の場所東京都足立区、死亡年月日令和5年12月28日、出生の場所東京都台東区、出生年月日昭和43年5月23日、職業不明
被相続人 亡 稲葉 満
事務所東京都千代田区大手町1丁目7番2号 東京サンケイビル18階 梶谷綜合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 上田 慎
催告期間満了日 令和8年6月1日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第72085号

東京都北区東十条4丁目7番6号
申立人 山田 市郎
本籍東京都港区白金台4丁目273番地、最後の住所不明、死亡の場所東京都港区、死亡年月日平成8年3月19日、出生の場所東京市神田区、出生年月日明治42年11月11日、職業不明
被相続人 亡 山田 多喜
事務所東京都港区北青山3丁目12番7号秋月ビル407 浅倉隆顕法律事務所
相続財産清算人 弁護士 浅倉 隆顕
催告期間満了日 令和8年6月1日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第72132号

東京都葛飾区鎌倉3丁目53番14号
申立人 澤口喜陽司
本籍東京都葛飾区鎌倉4丁目328番地、最後の住所東京都葛飾区鎌倉4丁目15番8号、死亡の場所東京都葛飾区、死亡年月日令和4年1月8日頃、出生の場所東京都台東区、出生年月日昭和25年1月20日、職業不明
被相続人 亡 永島 政次
事務所東京都千代田区二番町3番地5麹町三葉ビル4階 半蔵門綜合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 吉田 秀平
催告期間満了日 令和8年6月1日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第20185号

浜松市中央区元城町114番地の1
申立人 浜松磐田信用金庫
本籍静岡県袋井市山科3481番地1の1、最後の住所静岡県袋井市山科3481番地の1の1、死亡の場所静岡県袋井市、死亡年月日令和7年7月22日、出生の場所静岡県小笠郡笠原村、出生年月日昭和3年11月1日、職業無職
被相続人 亡 久野 みつ
浜松市中央区田町230番地の17 田町ファーストビル5階 田畠・岩田法律事務所
相続財産清算人 弁護士 岩田 直也
催告期間満了日 令和8年6月2日

静岡家庭裁判所浜松支部

令和7年(家)第8121号

静岡県沼津市岡一色114番地の36
申立人 粕山 豊一
本籍静岡県沼津市獅子浜111番地14、最後の住所静岡県沼津市岡一色114番地の36、死亡の場所静岡県駿東郡長泉町、死亡年月日令和7年3月1日、出生の場所静岡県沼津市、出生年月日昭和18年2月6日、職業無職
被相続人 亡 粕山 智惠
静岡県三島市大宮町2丁目13番23号 ビッグビル202号 中川法律事務所
相続財産清算人 弁護士 中川 善雄
催告期間満了日 令和8年6月30日

静岡家庭裁判所沼津支部

令和7年(家)第328号

愛知県名古屋市中区正木1丁目12番3号
申立人 近藤 浩之
本籍三重県津市芸濃町椋本1821番地、最後の住所三重県津市芸濃町椋本1821番地、死亡の場所三重県津市、死亡年月日令和7年2月18日、出生の場所三重県河芸郡椋本村、出生年月日昭和24年12月14日、職業無職
被相続人 亡 伊藤 秀樹
愛知県名古屋市北区生駒町1丁目15番地6 金沢司法書士事務所
相続財産清算人 司法書士 金沢 治彦
催告期間満了日 令和8年5月19日

津家庭裁判所

令和7年(家)第1538号

京都市左京区淨土寺真如町164番地5
申立人 谷口 亜里
本籍京都市左京区八瀬近衛町723番地17、最後の住所京都市左京区八瀬近衛町723番地の17、死亡の場所京都市左京区、死亡年月日令和7年4月30日、出生の場所京都市下京区、出生年月日昭和19年10月29日、職業無職
被相続人 亡 筑波 洋子
事務所京都市中京区三条通烏丸西入御倉町85番地1 KDX烏丸ビル3階 弁護士法人古家野法律事務所
相続財産清算人 弁護士 古家野晶子
催告期間満了日 令和8年5月21日

京都家庭裁判所

令和7年(家)第70179号

兵庫県宝塚市逆瀬川2丁目7番22号
申立人 有限会社カトーテック
本籍岡山県高梁市南町199番地、最後の住所兵庫県西宮市小曾根町2丁目4番7-111号、死亡の場所兵庫県西宮市、死亡年月日令和7年4月4日、出生の場所岡山県上房郡高梁町、出生年月日昭和21年8月20日、職業不明
被相続人 亡 中本 隆次
事務所兵庫県西宮市甲風園1丁目8-1 ゆとり生活館AMIS5階 弁護士法人芦屋西宮市民法律事務所
相続財産清算人 弁護士 足立友季世
催告期間満了日 令和8年5月22日

神戸家庭裁判所尼崎支部

令和7年(家)第1160号
和歌山県橋本市三石台4丁目1番地の44
申立人 田村 亜美

本籍和歌山県紀の川市馬宿455番地、最後の住所和歌山県紀の川市馬宿451番地、死亡の場所和歌山県紀の川市、死亡年月日令和7年4月20日、出生の場所和歌山県那賀郡川原村、出生年月日昭和24年7月7日、職業無職
被相続人 亡 東辻 唯惠

和歌山市杉ノ馬場1丁目11番地北野司法書士事務所
相続財産清算人 司法書士 北野 倫男
催告期間満了日 令和8年6月17日
和歌山家庭裁判所

令和7年(家)第10100号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字粉白48番地
申立人 合同会社ソルジス
本籍和歌山県新宮市徐福2丁目7033番地、最後の住所和歌山県東牟婁郡串本町上田原1237番地、死亡の場所和歌山県東牟婁郡串本町、死亡年月日令和7年4月14日、出生の場所奈良県奈良市、出生年月日昭和42年6月28日、職業無職

被相続人 亡 深谷公美子
事務所和歌山県新宮市緑ヶ丘2丁目1番72号
相続財産清算人 司法書士 清水 努
催告期間満了日 令和8年5月18日
和歌山家庭裁判所田辺支部

令和7年(家)第30070号
東京都足立区大谷田3丁目12番23-1122号
申立人 袖島 啓
本籍広島県福山市鞆町後地683番地、最後の住所広島県福山市水呑町4939番地1、死亡の場所広島県福山市、死亡年月日平成24年11月22日、出生の場所広島県沼隈郡鞆町、出生年月日昭和24年1月12日、職業無職
被相続人 亡 中川 猛夫

広島県福山市南蔵王町4丁目1番22号
相続財産清算人 池田 篤紀
催告期間満了日 令和8年5月18日
広島家庭裁判所福山支部

令和7年(家)第401号
鹿児島県曾於市財部町北俣10872番地1
申立人 井口 節子
本籍鹿児島県鹿児島市吉野町239番地、最後の住所大阪府高槻市南総持寺町7番14-201号、死亡の場所大阪府高槻市、死亡年月日平

成21年11月11日、出生の場所鹿児島県鹿児島郡吉野村、出生年月日昭和4年9月7日、職業不明
被相続人 亡 小倉 良隆

事務所鹿児島県枕崎市立神本町164番地しらさわ司法書士事務所
相続財産清算人 司法書士 白澤 敦行
催告期間満了日 令和8年5月30日
鹿児島家庭裁判所

相続財産清算人の改任

次の被相続人について、その相続財産の清算人を次のとおり改任した。

令和7年(家)第87号

申立人 職権
本籍鹿児島県霧島市隼人町小田2410番地、最後の住所鹿児島県霧島市隼人町小田2410番地、死亡の場所鹿児島県霧島市、死亡年月日令和6年7月27日、出生の場所鹿児島県姶良郡隼人町、出生年月日昭和24年12月23日、職業無職

被相続人 亡 柿木 和秋
鹿児島県霧島市国分中央6丁目22番52-1号
改任前の相続財産清算人 司法書士 松蘭 圭
鹿児島県姶良市東餅田2490番地2岩井法律事務所

改任後の相続財産清算人 弁護士 岩井 作太
鹿児島家庭裁判所加治木支部

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第294号

徳島県三好郡東みよし町昼間2816番地2
申立人 司法書士 山口 浩志
本籍兵庫県伊丹市稻野町6丁目2番地、最後の住所大阪府茨木市下穂積1丁目3番302号、死亡の場所大阪府茨木市、死亡年月日平成17年4月12日、出生の場所兵庫県伊丹市、出生年月日昭和23年1月31日、職業不明
被相続人 亡 大澤 將志

催告期間満了日 令和8年5月31日
徳島家庭裁判所池田出張所

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することができます。

令和7年(家)第1号

沖縄県那霸市首里鳥堀町4-107-29

申立人 瑞慶覧長幸

権利を争う旨の申述の終期 令和8年2月24日

令和7年10月27日 那霸簡易裁判所

(別紙) 目録

小切手 1通

小切手番号 12961

金額 5,000,000円

支払人 株式会社琉球銀行

支払地 那霸市

振出日 令和6年6月27日

振出地 那霸市

振出人 株式会社琉球銀行首里支店 支店長
和智 千尋

最終所持人 申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

令和7年(家)第157号

山形県山形市上町1丁目1番80号

申立人 山口 孝助

本籍山形県山形市上町1丁目574番地、最後の住所山形県山形市上町1丁目1番80号

不在者 山口 孝人

昭和36年11月30日生

届出期間満了日 令和8年3月2日

山形家庭裁判所

令和7年(家)第173号

東京都府中市美好町2丁目19番地5号

申立人 佐伯 俊宏

本籍東京都府中市美好町2丁目19番地の5、最後の住所千葉県習志野市津田沼4丁目8番7号TOMIHL LS津田沼101号

不在者 佐伯 浩之

昭和60年5月11日生

届出期間満了日 令和8年2月24日

千葉家庭裁判所

令和7年(家)第67号

石川県珠洲市三崎町寺家フ部甲76番地

申立人 本宮 利彦

本籍石川県珠洲市三崎町寺家フ部甲76番地、最後の住所申立人の住所に同じ

不在者 本宮 吉枝

昭和18年9月17日生

届出期間満了日 令和8年2月27日

金沢家庭裁判所珠洲出張所

令和7年(家)第24号

秋田県大館市比内町大葛字太田41-1

申立人 佐藤 義昭

本籍秋田県大館市比内町大葛字森越41番地、最後の住所不詳

不在者 佐藤 武志

昭和27年9月21日生

届出期間満了日 令和8年2月27日

秋田家庭裁判所大館支部

令和6年(家)第9750号

栃木県小山市大字大行寺929番地1

申立人 羽鳥 裕治

本籍神奈川県横浜市鶴見区獅子ケ谷1丁目873番地、最後の住所東京都目黒区上目黒2丁目30番8号

不在者 羽鳥 武夫

昭和17年2月5日生

届出期間満了日 令和8年3月1日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第3472号

埼玉県蕨市中央3丁目21番21号

申立人 早川 清子

本籍福島県田村市船引町新館字輕井沢557番地、最後の住所神奈川県横浜市以下不詳

不在者 渡辺 利

昭和3年9月25日生

届出期間満了日 令和8年3月6日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第6118号
福井県福井市堀ノ宮1丁目306番地3
申立人 原田 栄一
本籍福井県福井市御幸1丁目201番地、最後の住所東京都中野区東中野1丁目12番12号
不在者 原田 敏宏
昭和40年4月14日生
届出期間満了日 令和8年2月24日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第3569号
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄1736-4
申立人 中野 美惠
本籍宮崎県宮崎市吉村町平塚甲1906番地12、最後の住所大阪市西成区萩之茶屋1丁目13番10号 キヨタキ
不在者 中野 寛樹
昭和27年9月25日生
届出期間満了日 令和8年3月3日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第483号
東京都江戸川区小松川2丁目6-2-414
申立人 那須 和俊
本籍大阪府大阪市東成区深江南1丁目10番地、最後の住所奈良県奈良市右京2丁目1番地2平城第2団地28-103
不在者 那須 幸夫
大正13年9月18日生
届出期間満了日 令和8年3月2日
奈良家庭裁判所

失踪宣告

令和7年(家)第18号
本籍山形県天童市仲町1丁目2番、最後の住所山形県西村山郡河北町谷地字東96番地1
東団地3-1-3
不在者 大場しのぶ
昭和50年8月3日生
令和7年10月21日失踪宣告審判確定
山形家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第123号
本籍群馬県前橋市鶴光路町45番地1、最後の住所群馬県前橋市鶴光路町45番地1
不在者 吉澤 恒美
昭和7年11月15日生
令和7年10月24日失踪宣告審判確定
前橋家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第3156号
本籍神奈川県藤沢市羽鳥2丁目2番、最後の住所神奈川県藤沢市羽鳥2丁目2番17号
不在者 角 一
昭和38年8月21日生
令和7年10月24日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第154号
本籍名古屋市港区新茶屋4丁目1707番地、最後の住所名古屋市港区新茶屋4丁目1707番地
不在者 山田 勝幸
昭和39年10月19日生
令和7年10月24日失踪宣告審判確定
名古屋家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第503号
本籍茨城県牛久市小坂町1926番地110、最後の住所滋賀県守山市勝部5丁目2番60-404号
不在者 遠藤 隆史
昭和54年7月25日生
令和7年10月7日失踪宣告審判確定
大津家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第224号
本籍岩手県紫波郡紫波町赤沢字下岡田49番地1、最後の住所岩手県紫波郡紫波町赤沢字下岡田49番地1
不在者 吉田 時子
大正15年10月12日生
令和7年10月25日失踪宣告審判確定
盛岡家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第254号
本籍愛媛県四国中央市三島中央1丁目1310番地、最後の住所不明
不在者 武村チズル
昭和23年7月21日生
令和7年10月25日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第1648号
国籍韓国、最後の住所不明
不在者 趙 貴壬
西暦1937年4月15日生
令和7年10月25日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第591号
本籍大阪府大阪市西淀川区姫島4丁目18番地2、最後の住所兵庫県尼崎市東園田町2丁目111番地
不在者 三小田 久
昭和24年11月24日生
令和7年10月25日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所尼崎支部裁判所書記官

令和7年(家)第6号
本籍沖縄県宮古島市伊良部字長浜102番地3、最後の住所沖縄県宮古島市伊良部字長浜102番地3
不在者 立津マツ子
昭和22年5月4日生
令和7年10月25日失踪宣告審判確定
那覇家庭裁判所平良支部裁判所書記官

失踪宣告取消

令和7年(家)第2612号
本籍兵庫県西宮市上鳴尾町138番地、住所大阪市西成区萩之茶屋1-9-14 三徳寮
申立人(失踪者) 西村 行雄
昭和24年1月31日生
令和7年10月23日失踪宣告取消審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和7年(火)第1号
福岡県筑紫野市針摺東3丁目6番1号
申立人 キャタピラー九州株式会社
代表者代表取締役 林 賢一
権利を争う旨の申述の終期 令和7年10月17日
令和7年10月27日 厳原簡易裁判所
(別紙) 目録

約束手形 1通
手形番号 YB 55054
金額 249,645円
支払期日 令和7年8月31日
支払地 長崎県対馬市
支払場所 株式会社十八親和銀行豊玉支店

振出日 令和7年4月30日
振出地 長崎県対馬市峰町三根3-20
振出人 株式会社扇組 代表取締役 扇 茂
受取人 申立人
最終所持人 申立人

令和7年(火)第1号
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号
申立人 九州電力株式会社
代表者代表取締役 池辺 和弘
権利の届出の終期 令和7年10月8日
令和7年10月15日 西都簡易裁判所
(別紙) 目録

(1)土地1 西都市大字尾八重字岩井谷1704番5
山林 297平方メートル
(2)登記年月日 宮崎地方法務局高鍋出張所大正7年12月20日受付第3076号
(3)登記した権利の内容
順位番号 1
登記の目的 地上権設定
原因 大正7年12月10日設定
目的 立木所有
存続期間 大正7年12月10日から大正18年12月末日まで
地代 無償
地上権者 日南市大字板敷8275番地口
児玉 孝輔

(1)土地2 西都市大字尾八重字岩井谷1704番6
山林 29平方メートル
(2)登記年月日 宮崎地方法務局高鍋出張所大正7年12月20日受付第3081号
(3)登記した権利の内容
順位番号 1
登記の目的 地上権設定
原因 大正7年12月10日設定
目的 立木所有
存続期間 大正7年12月10日から大正18年12月末日まで
地代 無償
地上権者 日南市大字板敷8275番地口
児玉 孝輔

(1)土地 3 西都市大字尾八重字湯ノ久保1925番9 山林 495平方メートル	令和7年 (フ) 第110号 福島県喜多方市上三宮町吉川字日照畑374番地1 債務者 株式会社志ぐれ亭 代表者代表取締役 志村 秀実 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川瀬 裕之 4 破産債権の届出期間 令和7年11月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月5日午後2時
(2)登記年月日 宮崎地方法務局高鍋出張所大正7年12月21日受付第3088号	
(3)登記した権利の内容	
順位番号 1 登記の目的 地上権設定 原因 大正7年12月10日設定 目的 立木所有 存続期間 大正7年12月10日から大正18年12月末日まで 地代 無償 地上権者 日南市大字板敷8275番地口 児玉 孝輔	
(1)土地 4 西都市大字尾八重字湯ノ久保1925番10 山林 644平方メートル	令和7年 (フ) 第831号 北九州市小倉南区下城野1丁目7番3号 債務者 有限会社コモド 代表者代表取締役 水上 定彦 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森 啓輔 4 破産債権の届出期間 令和7年11月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月1日午後2時
(2)登記年月日 宮崎地方法務局高鍋出張所大正7年12月20日受付第3081号	
(3)登記した権利の内容	
順位番号 1 登記の目的 地上権設定 原因 大正7年12月10日設定 目的 立木所有 存続期間 大正7年12月10日から大正18年12月末日まで 地代 無償 地上権者 日南市大字板敷8275番地口 児玉 孝輔	

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年 (フ) 第107号

福島県会津若松市南千石町6番20号 債務者 有限会社前田電機 代表者取締役 前田 隆幸 1 決定年月日時 令和7年10月29日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 一ノ瀬美枝 4 破産債権の届出期間 令和7年11月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月30日午前10時	令和7年 (フ) 第110号 福島県喜多方市上三宮町吉川字日照畑374番地1 債務者 株式会社志ぐれ亭 代表者代表取締役 志村 秀実 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川瀬 裕之 4 破産債権の届出期間 令和7年11月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月5日午後2時

福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和7年 (フ) 第110号 福島県喜多方市上三宮町吉川字日照畑374番地1 債務者 株式会社志ぐれ亭 代表者代表取締役 志村 秀実 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川瀬 裕之 4 破産債権の届出期間 令和7年11月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月5日午後2時	名古屋地方裁判所民事第2部 令和7年 (フ) 第1656号 東京都八王子市下柚木1302番地1号 債務者 合同会社a—c l a s s t 代表者代表社員 秋谷 嘉幸 1 決定年月日時 令和7年10月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 栗原 亮介 4 破産債権の届出期間 令和7年12月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月3日午後1時30分
	東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年 (フ) 第368号 静岡県沼津市道町15番16号 債務者 有限会社高島屋 代表者代表取締役 渡辺 公平 1 決定年月日時 令和7年10月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森 啓輔 4 破産債権の届出期間 令和7年11月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月3日午後1時30分
	静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係 令和7年 (フ) 第578号 神奈川県小田原市千代1068番地の8 債務者 株式会社ヒロ匠 代表者代表取締役 府川 博之 1 決定年月日時 令和7年10月31日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 尾沢 勇紀 4 破産債権の届出期間 令和7年12月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月5日午前10時30分
	静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係 令和7年 (フ) 第578号 神奈川県小田原市千代1068番地の8 債務者 株式会社ヒロ匠 代表者代表取締役 府川 博之 1 決定年月日時 令和7年10月31日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石井 宏明 4 破産債権の届出期間 令和7年12月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月25日午後1時30分
	横浜地方裁判所小田原支部民事部 令和7年 (フ) 第93号 青森県西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢81番地3 債務者 有限会社マル喜藤田商店 代表者代表取締役 藤田 順市

4 破産債権の届出期間 令和7年12月1日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月20日午後2時	1 決定年月日時 令和7年10月31日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 笹 晃説 4 破産債権の届出期間 令和7年12月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月27日午前11時15分
	青森地方裁判所五所川原支部破産係 令和7年 (フ) 第127号 岩手県花巻市藤沢町392番地3 債務者 有限会社宮川写真館 代表者代表取締役 宮川 昌之 1 決定年月日時 令和7年10月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 前田 穂 4 破産債権の届出期間 令和7年12月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月30日午前10時
	盛岡地方裁判所花巻支部 令和7年 (フ) 第169号 茨城県古河市恩名1211番地 債務者 増田建設有限会社 代表者代表取締役 増田 つね 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 角口 貴秋 4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月10日午前10時
	水戸地方裁判所下妻支部 令和7年 (フ) 第544号 兵庫県神崎郡福崎町福田469番地 債務者 有限会社たけむら不動産 代表者取締役 竹村 稔 1 決定年月日時 令和7年10月31日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山田 直樹 4 破産債権の届出期間 令和7年12月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月22日午前10時40分
	6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
	神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第727号 埼玉県鶴ヶ島市上広谷438-9 債務者 株式会社外装本舗 代表者代表取締役 堀江 正風 1 決定年月日時 令和7年10月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山田 義隆 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月21日午後3時40分 さいたま地方裁判所川越支部	1 決定年月日時 令和7年10月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 菊池 昭吾 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月30日午後2時30分 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係 令和7年(フ)第222号 北海道釧路市寿1丁目1番3号 債務者 株式会社グリーンアンドレッド 代表者代表取締役 宮前 創 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鍛治 孝亮 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月4日午前10時 釧路地方裁判所民事部	破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間 次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。 令和7年(フ)第79号 岩手県奥州市水沢字久田21番地11 債務者 小野寺 亮 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 熊澤麻衣子 4 破産債権の届出期間 令和7年12月19日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月3日午前11時 6 免責意見申述期間 令和8年1月8日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	1 決定年月日時 令和7年10月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 瀬戸 崇文 4 破産債権の届出期間 令和7年12月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月3日午前11時 6 免責意見申述期間 令和8年1月8日まで 名古屋市西区又穂町1丁目13番地 債務者 木俣 順啓 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村井 久記 4 破産債権の届出期間 令和7年12月1日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月27日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1966号 札幌市清田区里塚2条4丁目3番23号 債務者 株式会社トルスイーダ 代表者代表取締役 坪井 広行 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大嶋 一生 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月22日午後1時45分 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第4511号 大阪市北区天神橋1丁目18番25号 債務者 株式会社URBAN DESIGN 代表者代表取締役 小川 直樹 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柿原 学 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月4日午後2時10分 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第552号 兵庫県西宮市屋敷町19番5号、前住所兵庫県芦屋市伊勢町7番13号 債務者 浅田太枝子 1 決定年月日時 令和7年10月27日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 清藤 律司 4 破産債権の届出期間 令和7年11月26日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月26日午前10時15分 6 免責意見申述期間 令和8年1月5日まで 盛岡地方裁判所水沢支部	令和7年(フ)第412号 鹿児島市郡山町2551番地 甲突市営住宅103号 債務者 福増 智彦 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 二石 祐太 4 破産債権の届出期間 令和7年11月19日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月21日午前10時 6 免責意見申述期間 令和8年1月14日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
令和7年(フ)第551号 兵庫県芦屋市伊勢町7番13号 債務者 株式会社あえ 代表者代表取締役 浅田太枝子 1 決定年月日時 令和7年10月27日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 清藤 律司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月26日午前10時15分 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係	令和7年(フ)第329号 埼玉県熊谷市板井1240番地3 債務者 農事組合法人埼玉県産直協同 代表者理事 立石 昌義 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石井 智章 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月17日午前11時 さいたま地方裁判所熊谷支部	令和7年(フ)第1967号 札幌市清田区里塚2条4丁目3番23号 債務者 坪井 広行 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大嶋 一生 4 破産債権の届出期間 令和7年12月10日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月22日午後1時45分 6 免責意見申述期間 令和8年1月8日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係	令和7年(フ)第1624号 千葉県船橋市葉円台5丁目22番3-1001号 債務者 石川 名子 1 決定年月日時 令和7年10月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西田 祥子 4 破産債権の届出期間 令和7年11月27日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月28日午後1時40分 6 免責意見申述期間 令和8年1月21日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産係
令和7年(フ)第257号 東京都板橋区赤塚4丁目23番14号 債務者 有限会社ウイング工業 代表者代表取締役 丹羽 優 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 池宮 秀一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月28日午前11時 那覇地方裁判所沖縄支部破産係	令和7年(フ)第802号 埼玉県入間市豊岡1丁目2番21号山路ビル4階 債務者 ピーエムエスジー株式会社 代表者代表清算人 山崎 順子 1 決定年月日時 令和7年10月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 寛太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月18日午後2時30分 さいたま地方裁判所川越支部	令和7年(フ)第557号 神奈川県厚木市旭町3丁目1番13-301号 債務者 鈴木 貞治 1 決定年月日時 令和7年10月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 瀬戸 崇文 4 破産債権の届出期間 令和7年12月11日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月3日午前11時 6 免責意見申述期間 令和8年1月8日まで 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年10月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 瀬戸 崇文 4 破産債権の届出期間 令和7年12月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月3日午前11時 6 免責意見申述期間 令和8年1月8日まで 名古屋市西区又穂町1丁目13番地 債務者 木俣 順啓 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村井 久記 4 破産債権の届出期間 令和7年12月1日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月27日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第682号 栃木県小山市大字神鳥谷878番地3 債務者 柳屋株式会社 代表者代表取締役 小林 文雄			

令和7年(フ)第1661号

千葉市美浜区高浜1丁目14番5棟608号
債務者 佐竹 敏子

- 1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宮西 宏和
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月28日午前10時40分
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月21日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1697号

千葉市若葉区桜木2丁目24番2棟103号
債務者 鎌田 義天

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤岡 康友
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月28日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月21日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第2430号

名古屋市千種区清明山2丁目2番18号 レオネクスト清明山104号
債務者 澤田 励久

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 横井 優太
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月4日午後2時20分
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月21日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1108号

京都市北区大宮中ノ社町1番地 ヴィレッヂ西賀茂401号
債務者 坂山寿美江(旧姓尹)

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大澤 武史

- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月10日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月4日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月21日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第1633号

千葉県船橋市北本町1丁目6番5号 エミネンス船橋105号
債務者 志村 浩

- 1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大塚 功
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月2日午後1時20分
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1698号

千葉県浦安市海楽2丁目17番2-307号
ローズガーデン
債務者 大熊 晃治

- 1 決定年月日時 令和7年10月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中溝 明子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月30日午前10時20分
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月23日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第32号

島根県江津市二宮町神主ハ458-1 ビレッジハウス神主2-507、住民票上の住所島根県江津市松川町下河戸493番地3
債務者 横手 信二

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 南 秀樹
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月26日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月23日まで
松江地方裁判所浜田支部

令和7年(フ)第1607号

千葉県八千代市緑が丘3丁目1番地6 リーセントヒルズB-804
債務者 加納愛斗夢

- 1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 曽我 一義
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月2日午後1時20分
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月28日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1652号

千葉県市川市末広2丁目11番4-412号 (フジマンション末広)
債務者 佐藤 光弘

- 1 決定年月日時 令和7年10月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 古谷 徹
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月2日午前10時20分
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1490号

千葉県柏市船戸3丁目5番地5 スカイA-101号
債務者 横田 繁

- 1 決定年月日時 令和7年10月28日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 永嶋久美子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月4日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月28日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1491号

千葉県富里市日吉台6丁目1番地6
債務者 横田 昭二

- 1 決定年月日時 令和7年10月28日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 永嶋久美子

令和7年(フ)第1627号

千葉県八千代市緑が丘3丁目1番地6 リーセントヒルズB-804
債務者 加納愛斗夢

- 1 決定年月日時 令和7年11月27日まで
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 島垣 哲平
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月16日午前10時35分
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

令和7年(フ)第501号

新潟市西区山田749番地1
債務者 ハウジングACこと 五十嵐和子

- 1 決定年月日時 令和7年10月30日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 島垣 哲平
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月16日午前10時35分
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第309号

佐賀市駅前中央2丁目1-1 北口ビル7-A、住民票上の住所佐賀県神埼市神埼町鶴3901番地208
債務者 久米 祐介

- 1 決定年月日時 令和7年10月30日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鬼塚 拓也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月18日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年12月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第342号

群馬県前橋市元総社町1239番地34
債務者 小菅 康子

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石井 英智
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月22日午前10時45分
- 5 免責意見申述期間 令和7年12月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第38号

新潟市西区上新栄町5丁目7番76号 ハウス
北斗星101号
債務者 駒野 博之
1 決定年月日時 令和7年10月30日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 島垣 哲平
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年1月13日午前10時40分
5 免責意見申述期間 令和7年12月25日まで

新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第69号

岩手県奥州市水沢字川端166番地 ひばりが
丘住宅1号棟 1-1号
債務者 吉田多喜子
1 決定年月日時 令和7年10月29日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 熊澤麻衣子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年1月28日午後2時5分
5 免責意見申述期間 令和7年12月26日まで

盛岡地方裁判所水沢支部

令和7年(フ)第84号

岩手県奥州市水沢字蓬田43番地 サンハイツ
M 205号室
債務者 千田 慎二
1 決定年月日時 令和7年10月29日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 小平 竜太
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年1月28日午後2時15分
5 免責意見申述期間 令和7年12月26日まで

盛岡地方裁判所水沢支部

令和7年(フ)第1210号

宮城県亘理郡亘理町逢隈田沢字浜道40番地3
カルムメゾン・K II B201号室、従前の住所
宮城県岩沼市館下1丁目5番43号 サンデュ
エル岩沼駅前ザ・タワー-303号
債務者 岡田 知幸
1 決定年月日時 令和7年10月29日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 小林 正人
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年1月16日午前10時25分
5 免責意見申述期間 令和7年12月26日まで

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第2202号

名古屋市南区弥生町205番地 第一コーポ小
菅401号
債務者 山本 浩一
1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 東 成利
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年1月15日午前11時20分
5 免責意見申述期間 令和7年12月26日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1590号

千葉県市原市五井中央西1丁目37番地6 サ
ニースクエア2 304
債務者 佐々木将望
1 決定年月日時 令和7年10月23日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 中間 一裕
4 免責意見申述期間 令和7年12月18日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1734号

千葉市美浜区幸町2丁目16番8棟214号
債務者 伊藤 拓也
1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 喜田 康之
4 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1665号

千葉県浦安市猫実5丁目6番26-305号
ラ・グランヴィア
債務者 足立 翔
1 決定年月日時 令和7年10月27日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 相田 敦史
4 免責意見申述期間 令和7年12月22日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第312号

千葉県四街道市内黒田316番地10 (ストーン
ヴィラ202)
債務者 徳政 和則
1 決定年月日時 令和7年10月28日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 久保 隼哉
4 免責意見申述期間 令和7年12月23日まで

千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(フ)第1779号

千葉県船橋市宮本3丁目1番16-102号
債務者 岡田 秀幸
1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 鎌倉鈴之助
4 免責意見申述期間 令和7年12月24日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第464号

宮崎市清武町加納2丁目38番地 エクセル加
納I-106号
債務者 野田丈一郎

1 決定年月日時 令和7年10月30日午後1時30
分

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 岩井 翼
4 免責意見申述期間 令和7年12月25日まで

宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第88号

宮崎県都城市前田町16街区7号 ダイヤモン
ドビル401
債務者 御手洗辰夫

1 決定年月日時 令和7年10月30日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 内田建太郎
4 免責意見申述期間 令和7年12月25日まで

宮崎地方裁判所都城支部

令和7年(フ)第104号

宮崎県都城市一万城町36号3番地、前住所宮
崎県都城市志比田町4569番地2
債務者 村上 慶英

1 決定年月日時 令和7年10月30日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 谷口 哲
4 免責意見申述期間 令和7年12月25日まで

宮崎地方裁判所都城支部

令和7年(フ)第152号

宮崎県延岡市川島町903番地62
債務者 甲斐 三男
1 決定年月日時 令和7年10月30日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 西山 律博
4 免責意見申述期間 令和7年12月25日まで

宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年(フ)第153号

宮崎県延岡市川島町903番地62
債務者 甲斐 壽子

1 決定年月日時 令和7年10月30日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 西山 律博
4 免責意見申述期間 令和7年12月25日まで

宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年(フ)第2390号

名古屋市中区新栄1丁目49番6号 KDX千
早レジデンス1005号、従前の住所愛知県碧南
市天王町5丁目2番地
債務者 梶川 直樹

1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 笠原 雄一
4 免責意見申述期間 令和8年1月7日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第3874号

大阪市鶴見区横堤5丁目2番20号 えびすハ
イツⅡ 613号室
債務者 松本 真麻

1 決定年月日時 令和7年10月29日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 高江洲ひとみ
4 免責意見申述期間 令和8年1月8日まで

大阪地方裁判所第6民事部

破産手続開始・破産手続廃止
及び免責許可申立てに関する
意見申述期間

令和7年(フ)第269号

北海道旭川市豊岡6条5丁目10番14号 ひま
わり 202号室
債務者 杉山 美香 (旧姓岡田)

1 決定年月日時 令和7年10月29日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年12月24日まで

5 免責審尋期日 令和8年2月12日午後1時20
分

旭川地方裁判所民事部

令和7年(フ)第277号 北海道旭川市東光7条4丁目3番18号 債務者 栗谷川永吉 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月24日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月28日午後1時20分	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月24日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月28日午後1時20分
旭川地方裁判所民事部	旭川地方裁判所民事部
令和7年(フ)第286号 北海道旭川市春光台2条6丁目4番2号 債務者 佐藤 翔太(旧姓押木) 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月24日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月8日午後1時20分	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月24日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月8日午後1時20分
旭川地方裁判所民事部	旭川地方裁判所民事部
令和7年(フ)第306号 北海道旭川市豊岡12条5丁目2番13号 サンプラザ8・8 201号室 債務者 東 日出子(旧姓高橋) 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月24日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月8日午後1時20分	1 決定年月日時 令和7年10月29日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月7日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月20日午後1時30分
旭川地方裁判所民事部	大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第313号 北海道旭川市宮下通3丁目2番3-61号 道住宮下西団地A棟 債務者 加福 和吉 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年10月29日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月24日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月28日午後1時20分
旭川地方裁判所民事部	大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第173号 北海道帯広市東1条南20丁目17番地 債務者 七海 美佳 1 決定年月日時 令和7年10月30日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月25日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月8日午前10時	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月7日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月23日午後1時30分
旭川地方裁判所民事部	大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4815号 大阪府東大阪市若江本町2丁目6番19号 債務者 日野間 渚 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月7日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月20日午後1時30分	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月7日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月20日午後1時30分
大阪地方裁判所帯広支部破産係	大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4823号 大阪市西淀川区佃2丁目2番4-404号 債務者 濱田 幸二 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月7日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月16日午後1時30分	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月7日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月20日午後1時30分
大阪地方裁判所第6民事部	大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4922号 大阪府東大阪市鷹殿町6番24号 債務者 前川 愛華 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月3日午後1時30分
大阪地方裁判所第6民事部	大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4928号 京都市伏見区京町9丁目60番地1 コーラルフラットM103、申立時住所大阪府寝屋川市池田西町17番3号(前住所) 大阪府寝屋川市秦町20番4-101号 債務者 佐野 朋香 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月13日午後2時30分	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月13日午後2時30分
大阪地方裁判所第6民事部	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5220号 大阪市生野区巽北2丁目16番26号 ソレイユ205 債務者 村山 彩夏 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月7日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月20日午後1時30分	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月7日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月20日午後1時30分
大阪地方裁判所第6民事部	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5255号 大阪府枚方市田口3丁目4番14-202号 債務者 岡田 武士 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月7日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月20日午後1時30分	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月7日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月20日午後1時30分
大阪地方裁判所第6民事部	大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第5255号 大阪府枚方市田口3丁目4番14-202号 債務者 岡田 武士 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月7日まで 5 免責審尋期日 令和8年2月3日午後1時30分	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月7日まで 5 免責審尋期日 令和8年2月3日午後1時30分
大阪地方裁判所第6民事部	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7582号 東京都中野区弥生町3丁目19-11-102 債務者 中道 鮎美 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月13日午後2時30分	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月13日午後2時30分
東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7618号 東京都足立区栗原3丁目27-15-105 債務者 早川 峰隆 1 決定年月日時 令和7年10月28日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月13日午後2時30分	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月13日午後2時30分
東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7620号 東京都練馬区貫井2丁目14-2-102 債務者 緒方 秀生 1 決定年月日時 令和7年10月28日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月13日午後2時	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月13日午後2時
東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7621号 東京都北区赤羽北3丁目9-3-405 債務者 仮屋 文雄 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月13日午後2時	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月13日午後2時
東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第7622号 東京都北区赤羽北3丁目9-3-405 債務者 仮屋千代子 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月13日午後2時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第7649号 東京都江戸川区江戸川3丁目51-1-102 債務者 木戸 一美 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月13日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第7654号 東京都北区赤羽西5丁目7-9-203 債務者 井上 淳子 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月13日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第7716号 東京都荒川区東尾久2丁目24-10-101 債務者 堀江 理央 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月13日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7624号 東京都江戸川区松島1丁目43-7-305 債務者 會田 友和 1 決定年月日時 令和7年10月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月13日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第7650号 東京都江戸川区南小岩3丁目9-3-102 債務者 三輪 泉太 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月13日午後2時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第7656号 東京都大田区久が原3丁目37-18-302 債務者 平岡 正之 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月13日午後2時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第7566号 東京都中野区若宮3丁目24-3-101 債務者 久美田理絵 1 決定年月日時 令和7年10月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月20日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7644号 東京都葛飾区東金町1丁目37-2-407 債務者 藤沼 公紀 1 決定年月日時 令和7年10月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月13日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第7651号 東京都江戸川区鹿骨1丁目27-7-203 債務者 田中 徹夫 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月13日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第7660号 東京都足立区西新井本町5丁目13-7-201 債務者 目黒くるみ 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月13日午後2時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第7614号 東京都板橋区成増2丁目1-10 第1コーコ ラス山上101 債務者 山川 雅史 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月20日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7645号 東京都足立区江北7丁目26-7-303 債務者 中野 賢二 1 決定年月日時 令和7年10月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月13日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第7652号 東京都足立区関原2丁目38-12 メゾン澤田 II101 債務者 前田 満鼓 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月13日午後2時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第7705号 東京都江戸川区東葛西8丁目7-18 アピタ シオンひぐち2 303 債務者 梶木 義紀 1 決定年月日時 令和7年10月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月13日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第7615号 東京都練馬区田柄4丁目21-4-103 債務者 富浦 雅雄 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月20日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7646号 東京都足立区江北7丁目26-7-303 債務者 中野 賢二 1 決定年月日時 令和7年10月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月13日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第7627号
東京都江戸川区中央2丁目28-19-501
債務者 菅原 弘喜
1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで
5 免責審尋期日 令和8年1月20日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第7647号
東京都板橋区高島平7丁目15-3-203
債務者 上岡らいむ
1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで
5 免責審尋期日 令和8年1月20日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第7766号
東京都足立区南花畑3丁目5-5-101
債務者 矢萩英美子
1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで
5 免責審尋期日 令和8年1月20日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

令和7年(フ)第536号
千葉県柏市松ヶ崎129番地31 テラスさち3号
破産者 藤岡慶太朗
1 決定年月日 令和7年10月27日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第558号
千葉県柏市十余二254番地52 ルーチェj i b i k i 202号
破産者 根本 秀博
1 決定年月日 令和7年10月27日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第226号
相模原市緑区久保沢2丁目2番16号、商業登記簿上の本店所在地相模原市緑区久保沢1丁目1番7号
破産者 有限会社平栗
1 決定年月日 令和7年10月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第661号
千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷4丁目8番51号 (レオパレス エントピア203)、前住所千葉県四街道市鹿渡1083番地5
破産者 加藤 剛広
1 決定年月日 令和7年10月29日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第31号
岐阜県加茂郡八百津町八百津8347番地
破産者 みの食製菓株式会社
1 決定年月日 令和7年10月29日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

岐阜地方裁判所御嵩支部

令和7年(フ)第141号
三重県津市一身田上津部田1504番地132、前住所三重県松阪市下村町1359番地6
破産者 L i e n こと 宮村志緒梨(旧姓中西)
1 決定年月日 令和7年10月29日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

津地方裁判所破産係

令和7年(フ)第34号
熊本市東区石原1丁目3番30号
破産者 株式会社B i r t h i n k
1 決定年月日 令和7年10月29日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第44号
栃木県那須塩原市南郷屋4丁目139番地24
チエリープロッサムI-102号
破産者 荒井 里咲
1 決定年月日 令和7年10月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所大田原支部

令和5年(フ)第105号
川崎市多摩区枡形6丁目18番63号
破産者 合同会社スノードロップ
1 決定年月日 令和7年10月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和6年(フ)第4434号
(最後の住所) 大阪市阿倍野区帝塚山1丁目20番1号
破産者 被相続人亡森田正夫相続財産
1 決定年月日 令和7年10月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3356号
大阪市北区堂山町4番6号S E Rタワーズ8階
破産者 株式会社ポルトフィーノ
1 決定年月日 令和7年10月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3479号
大阪市鶴見区放出東2丁目7番8号
破産者 株式会社アゲイン建築工房
1 決定年月日 令和7年10月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

1 決定年月日 令和7年10月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

京都地方裁判所第5民事部破産係

1 決定年月日 令和7年10月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3489号

大阪府門真市小路町27番3号

破産者 株式会社関治建設

1 決定年月日 令和7年10月30日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第650号

堺市堺区山本町5丁110番地の34

破産者 合資会社優あい介護総合サービス

1 決定年月日 令和7年10月30日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所堺支部破産係

令和6年(フ)第116号

香川県善通寺市原田町263番地3

破産者 株式会社LUXAS

1 決定年月日 令和7年10月30日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

高松地方裁判所丸亀支部

令和7年(フ)第93号

静岡県掛川市御所原7番7号

破産者 株式会社ありがとう

1 決定年月日 令和7年10月31日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第630号

京都市南区西九条大国町26番地

破産者 株式会社コミュニティ洛南

1 決定年月日 令和7年10月31日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

京都地方裁判所第5民事部破産係

破産手続終結		令和6年(フ)第3591号 大阪市都島区大東町2丁目21番12号 破産者 医療法人博勇会 1 決定年月日 令和7年10月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第431号 新潟市秋葉区小須戸4424番地 破産者 株式会社タケシ流通サービス 1 決定年月日 令和7年10月31日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 新潟地方裁判所民事部	令和7年(フ)第63号 相模原市緑区若柳569番地8 破産者 根岸 久方 1 決定年月日 令和7年10月29日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部
令和6年(フ)第230号 茨城県下妻市北大宝1098番地 破産者 株式会社フィースト 1 決定年月日 令和7年10月28日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 水戸地方裁判所下妻支部		令和6年(フ)第4681号 大阪市天王寺区舟橋町18番3号 破産者 サクラ軽金属株式会社 1 決定年月日 令和7年10月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 大阪地方裁判所第6民事部	破産手続終結及び免責許可決定	令和7年(フ)第259号 神奈川県座間市相武台3丁目8番40-302号 ホーユウコンフォルト相武台 破産者 濱田 千里 1 決定年月日 令和7年10月29日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第24号 相模原市中央区矢部3丁目4番6号 破産者 有限会社さがみ野ファーマシー 1 決定年月日 令和7年10月29日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 横浜地方裁判所相模原支部		令和6年(フ)第47号 大阪市大正区千島3丁目5番10号 破産者 株式会社Challengers&c o 1 決定年月日 令和7年10月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第231号 茨城県下妻市北大宝1098番地 破産者 野尻 昭裕 1 決定年月日 令和7年10月28日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所下妻支部	令和6年(フ)第715号 静岡県牧之原市地頭方1562番地3 破産者 矢野 三成 1 決定年月日 令和7年10月29日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第22号 群馬県利根郡みなかみ町湯原9番地1 破産者 水上きのこ販売有限会社 1 決定年月日 令和7年10月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 前橋地方裁判所沼田支部破産係		令和6年(フ)第1176号 堺市南区城山台2丁2番4号 破産者 ブルームハウジング株式会社 1 決定年月日 令和7年10月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第849号 北九州市小倉北区萩崎町8番11-1002号 破産者 清水 美佳 1 決定年月日 令和7年10月28日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和7年(フ)第21号 神奈川県横須賀市公郷町5丁目21番地12、旧住所神奈川県横須賀市吉倉町1丁目29番地 破産者 滝口 誠 1 決定年月日 令和7年10月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所横須賀支部
令和3年(フ)第5391号 東京都港区高輪2丁目12-55-305、開始決定時の住所東京都世田谷区岡本2丁目28-6 破産者 米山 鐘秀 1 決定年月日 令和7年10月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部		令和6年(フ)第2号 北海道美唄市字上美唄8277番地 破産者 有限会社ライスクラップ 1 決定年月日 令和7年10月31日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 大阪地方裁判所堺支部破産係	令和6年(フ)第25号 鹿児島県霧島市国分福島2丁目17番13-201号 グリーンヒルズIV、申立時の住所相模原市南区麻溝台8丁目17番11号 破産者 北薗 啓輔 1 決定年月日 令和7年10月29日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部	
令和6年(フ)第7552号 東京都港区南青山6丁目1-13-310 破産者 原田 達哉 1 決定年月日 令和7年10月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部		札幌地方裁判所岩見沢支部		

令和5年（フ）第638号	1 決定年月日 令和7年10月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年（フ）第4297号	1 決定年月日 令和7年10月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（フ）第101号	1 決定年月日 令和7年10月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年（フ）第117号	1 決定年月日 令和7年10月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所丸亀支部
令和6年（フ）第721号	1 決定年月日 令和7年10月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 北九州市小倉北区日明4丁目9番14-206号 破産者 吉岡真由美

1 決定年月日 令和7年10月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和7年（フ）第1106号 埼玉県戸田市美女木1丁目17番地の4 レオパレストダマンルームハイツ2-106号室 破産者 堀切 遥 1 破産債権の届出期間 令和7年11月28日まで 2 一般調査期日 令和7年12月24日午後1時30分 令和7年10月29日 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 破産債権の届出期間 令和7年12月15日まで 2 一般調査期日 令和8年1月15日午前10時10分 令和7年10月29日 福岡地方裁判所行橋支部破産係
令和7年（フ）第13号 北海道岩見沢市北1条西3丁目2-7 コングラゲート201号室、住民票上の住所札幌市豊平区美園10条7丁目3番1-106号 破産者 有田 長吏 1 決定年月日 令和7年10月31日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所岩見沢支部	令和7年（フ）第130号 長野県塩尻市大字広丘野村900番地9 グリーンハイツA102 破産者 宮本 哲也 1 破産債権の届出期間 令和7年12月1日まで 2 一般調査期日 令和8年1月26日午前11時15分 令和7年10月31日 長野地方裁判所松本支部	令和7年（フ）第287号 静岡市駿河区曲金6丁目4番25-901号 破産者 西島 孝紀 1 破産債権の届出期間 令和7年12月19日まで 2 一般調査期日 令和8年1月27日午前11時30分 令和7年10月31日 福岡地方裁判所行橋支部破産係
令和7年（フ）第16号 青森県上北郡おいらせ町阿光坊56番地2 破産者 高浪 愛（旧姓野々瀬） 1 決定年月日 令和7年10月31日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所十和田支部	令和7年（フ）第130号 三重県津市栄町3丁目130番地 破産者 山中 完 1 破産債権の届出期間 令和7年12月1日まで 2 一般調査期日 令和8年2月4日午前10時45分 令和7年10月29日 津地方裁判所破産係	令和6年（フ）第6098号 大阪市淀川区新北野3丁目7番21号新北野N C B L D. 5階 破産者 株式会社アドホックス 1 破産債権の届出期間 令和7年12月19日まで 2 一般調査期日 令和8年1月19日午後1時40分 令和7年10月30日 大阪地方裁判所第6民事部
令和4年（フ）第53号 大分県杵築市大田小野2525番地 破産者 大谷 優明 1 決定年月日 令和7年10月31日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所中津支部破産・再生係 破産債権の届出期間及び一般調査期日	令和7年（フ）第2624号 大阪市北区天神橋7丁目12番6号 破産者 株式会社山高工務店 1 破産債権の届出期間 令和7年12月5日まで 2 一般調査期日 令和8年2月16日午後1時40分 令和7年10月30日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（フ）第180号 福岡県久留米市長門石3丁目11番5号 センチュリーハイツ203号 破産者 中溝 正敏 1 破産債権の届出期間 令和7年12月19日まで 2 一般調査期日 令和8年2月16日午前10時5分 令和7年10月30日 福岡地方裁判所久留米支部
令和7年（フ）第95号 鹿児島県曾於市末吉町諫訪方8375番地3 破産者 宮尾チエ子 1 破産債権の届出期間 令和7年11月14日まで 2 一般調査期日 令和8年1月28日午前10時 令和7年10月24日 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係	令和6年（フ）第221号 福岡県久留米市野中町1185番地1 アメニティハイツ杏栄館406号 破産者 明星 伴則 1 破産債権の届出期間 令和7年12月12日まで 2 一般調査期日 令和8年1月26日午前10時5分 令和7年10月30日 福岡地方裁判所久留米支部	令和7年（フ）第33号 北海道帯広市東10条南17丁目2番地1 アシュトンⅡ 202号 破産者 斎藤 卓也 1 破産債権の届出期間 令和7年12月24日まで 2 一般調査期日 令和8年1月28日午前11時 令和7年10月31日 釧路地方裁判所帯広支部破産係

<p>令和5年（フ）第114号 新潟県村上市平林145番地 破産者 斎藤 久子 1 破産債権の届出期間 令和7年12月26日まで 2 一般調査期日 令和8年3月4日午前10時 令和7年10月31日 新潟地方裁判所新発田支部</p>	<p>令和7年（フ）第339号 宮崎市堀川町39番地1 スカイハイツ堀川 101号 破産者 森 健太郎 異議申述期間 令和7年12月12日まで 令和7年10月31日 宮崎地方裁判所破産係</p>	<p>令和7年（ヒ）第9号 埼玉県深谷市岡部1866番地1 清算株式会社 株式会社TKD 清算人 高田美三雄 1 決定年月日 令和7年10月23日 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。</p>	<p>3 本協定における弁済は、本件協定債権者の指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。</p>
<p>令和7年（フ）第41号 茨城県古河市西牛谷406番地15 破産者 大戸 一浩 1 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで 2 一般調査期日 令和8年2月10日午後2時30分 令和7年10月29日 水戸地方裁判所下妻支部</p>	<p>令和7年（フ）第17号 宮崎県日南市中央通1丁目8番地5 バロ ン・ドール203号、前住所宮崎県串間市大字 都井2098番地 破産者 相川由莉奈（旧姓泉） 異議申述期間 令和7年12月12日まで 令和7年10月31日 宮崎地方裁判所日南支部</p>	<p>令和7年（ヒ）第1005号 神奈川県藤沢市善行7丁目5番4-105号 清算株式会社 シビル株式会社 1 決定年月日 令和7年10月24日 2 主文 本件特別清算手続を終結する。</p>	<p>さいたま地方裁判所熊谷支部 特別清算終結</p>
<p>令和7年（フ）第22号 山口県宇部市大字沖宇部238番地8 S u r i a Y' s B棟 201号、前住所山口県 山口市小郡光が丘1番7号 破産者 永田 智子 1 破産債権の届出期間 令和8年1月9日まで 2 一般調査期日 令和8年3月16日午前11時 令和7年10月30日 山口地方裁判所宇部支部</p>	<p>令和7年（フ）第36号 宮崎県日南市吾田東1丁目6番20号 破産者 株式会社鳴海屋 異議申述期間 令和7年12月12日まで 令和7年10月31日 宮崎地方裁判所日南支部</p>	<p>令和7年（ヒ）第2号 滋賀県湖南市吉永355番地5 清算株式会社 株式会社OD整理会社 1 決定年月日 令和7年10月24日 2 主文 本件特別清算手続を終結する。</p>	<p>横浜地方裁判所第3民事部 令和7年（ヒ）第2号</p>
<p>令和6年（フ）第608号 相模原市中央区南橋本1丁目8番4号 ルミ ネンスピル202 KMN南橋本4号室、開始 決定時の住所相模原市中央区富士見4丁目8 番8号 チェリーハウス101号室</p>	<p>破産者 松井 由華 特別調査期日 令和7年12月3日午後1時30分 令和7年10月29日 横浜地方裁判所相模原支部</p>	<p>令和7年（フ）第3503号 大阪市城東区東中浜8丁目8番23-1105号 破産者 中村 由記（旧姓鮫島） 異議申述期間 令和7年12月25日まで 令和7年10月30日</p>	<p>以上 東京地方裁判所民事第20部 令和7年（ヒ）第1005号</p>
<p>令和6年（フ）第608号 相模原市中央区南橋本1丁目8番4号 ルミ ネンスピル202 KMN南橋本4号室、開始 決定時の住所相模原市中央区富士見4丁目8 番8号 チェリーハウス101号室</p>	<p>破産者 松井 由華 特別調査期日 令和7年12月3日午後1時30分 令和7年10月29日 横浜地方裁判所相模原支部</p>	<p>令和7年（フ）第2549号 大阪地方裁判所第6民事部 免責許可申立てに関する意見 申述期間</p>	<p>大津地方裁判所民事部 令和7年（ヒ）第7号</p>
<p>令和6年（フ）第608号 相模原市中央区南橋本1丁目8番4号 ルミ ネンスピル202 KMN南橋本4号室、開始 決定時の住所相模原市中央区富士見4丁目8 番8号 チェリーハウス101号室</p>	<p>破産者 松井 由華 特別調査期日 令和7年12月3日午後1時30分 令和7年10月29日 横浜地方裁判所相模原支部</p>	<p>令和7年（フ）第2549号 大阪地方裁判所第6民事部 免責許可申立てに関する意見 申述期間</p>	<p>徳島県徳島市銀座28番地 清算株式会社 株式会社銀座 1 決定年月日 令和7年10月27日 2 主文 本件特別清算手続を終結する。</p>
<p>令和6年（フ）第608号 相模原市中央区南橋本1丁目8番4号 ルミ ネンスピル202 KMN南橋本4号室、開始 決定時の住所相模原市中央区富士見4丁目8 番8号 チェリーハウス101号室</p>	<p>破産者 松井 由華 特別調査期日 令和7年12月3日午後1時30分 令和7年10月29日 横浜地方裁判所相模原支部</p>	<p>令和7年（フ）第2549号 大阪地方裁判所第6民事部 免責許可申立てに関する意見 申述期間</p>	<p>徳島地方裁判所民事部 特別清算協定認可</p>
<p>令和6年（フ）第608号 相模原市中央区南橋本1丁目8番4号 ルミ ネンスピル202 KMN南橋本4号室、開始 決定時の住所相模原市中央区富士見4丁目8 番8号 チェリーハウス101号室</p>	<p>破産者 松井 由華 特別調査期日 令和7年12月3日午後1時30分 令和7年10月29日 横浜地方裁判所相模原支部</p>	<p>令和7年（フ）第2549号 大阪地方裁判所第6民事部 免責許可申立てに関する意見 申述期間</p>	<p>東京都新宿区西新宿2丁目4番1号 清算株式会社 株式会社グローバル・メディカ ルラボ 代表清算人 山名 徳雄</p>
<p>令和6年（フ）第608号 相模原市中央区南橋本1丁目8番4号 ルミ ネンスピル202 KMN南橋本4号室、開始 決定時の住所相模原市中央区富士見4丁目8 番8号 チェリーハウス101号室</p>	<p>破産者 松井 由華 特別調査期日 令和7年12月3日午後1時30分 令和7年10月29日 横浜地方裁判所相模原支部</p>	<p>令和7年（フ）第2549号 大阪地方裁判所第6民事部 免責許可申立てに関する意見 申述期間</p>	<p>1 決定年月日 令和7年10月23日 2 主文 次の協定を認可する。</p>
<p>令和6年（フ）第608号 相模原市中央区南橋本1丁目8番4号 ルミ ネンスピル202 KMN南橋本4号室、開始 決定時の住所相模原市中央区富士見4丁目8 番8号 チェリーハウス101号室</p>	<p>破産者 松井 由華 特別調査期日 令和7年12月3日午後1時30分 令和7年10月29日 横浜地方裁判所相模原支部</p>	<p>令和7年（フ）第2549号 大阪地方裁判所第6民事部 免責許可申立てに関する意見 申述期間</p>	<p>協定</p>
<p>令和6年（フ）第608号 相模原市中央区南橋本1丁目8番4号 ルミ ネンスピル202 KMN南橋本4号室、開始 決定時の住所相模原市中央区富士見4丁目8 番8号 チェリーハウス101号室</p>	<p>破産者 松井 由華 特別調査期日 令和7年12月3日午後1時30分 令和7年10月29日 横浜地方裁判所相模原支部</p>	<p>令和7年（フ）第2549号 大阪地方裁判所第6民事部 免責許可申立てに関する意見 申述期間</p>	<p>1 清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定の認可決定が確定した日から1か月以内に、換価代金その他清算株式会社の資産から必要な費用を控除した残額を弁済する。</p>
<p>令和6年（フ）第608号 相模原市中央区南橋本1丁目8番4号 ルミ ネンスピル202 KMN南橋本4号室、開始 決定時の住所相模原市中央区富士見4丁目8 番8号 チェリーハウス101号室</p>	<p>破産者 松井 由華 特別調査期日 令和7年12月3日午後1時30分 令和7年10月29日 横浜地方裁判所相模原支部</p>	<p>令和7年（フ）第2549号 大阪地方裁判所第6民事部 免責許可申立てに関する意見 申述期間</p>	<p>2 協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務の免除をする。</p>
<p>令和6年（フ）第608号 相模原市中央区南橋本1丁目8番4号 ルミ ネンスピル202 KMN南橋本4号室、開始 決定時の住所相模原市中央区富士見4丁目8 番8号 チェリーハウス101号室</p>	<p>破産者 松井 由華 特別調査期日 令和7年12月3日午後1時30分 令和7年10月29日 横浜地方裁判所相模原支部</p>	<p>令和7年（フ）第2549号 大阪地方裁判所第6民事部 免責許可申立てに関する意見 申述期間</p>	<p>3 前項の費用を除く未精算の清算費用は清算人の負担とする。</p>
<p>令和6年（フ）第608号 相模原市中央区南橋本1丁目8番4号 ルミ ネンスピル202 KMN南橋本4号室、開始 決定時の住所相模原市中央区富士見4丁目8 番8号 チェリーハウス101号室</p>	<p>破産者 松井 由華 特別調査期日 令和7年12月3日午後1時30分 令和7年10月29日 横浜地方裁判所相模原支部</p>	<p>令和7年（フ）第2549号 大阪地方裁判所第6民事部 免責許可申立てに関する意見 申述期間</p>	<p>以上 神戸地方裁判所第3民事部</p>

令和7年(ヒ)第1001号

島根県大田市温泉津町福光ハ1458番地3
清算株式会社 石央セラミックス株式会社
代表清算人 佐々木賢一

- 1 決定年月日 令和7年10月27日
2 主文 次の協定を認可する。
協定

1 協定債権者は、本協定の認可の決定が確定したときに、清算株式会社に対する協定債権につき、その残債務を全部免除する。
2 清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権者に対し、協定債権の割合に応じて弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

松江地方裁判所出雲支部

令和7年(ヒ)第15号

徳島県阿南市津乃峰町東分343番地
清算株式会社 津峯観光株式会社
代表清算人 玉置 潔

- 1 決定年月日 令和7年10月27日
2 主文 次の協定を認可する。
協定

1 清算株式会社は、協定債権者のうち昭和興業株式会社及び阿波交通株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日から1か月以内に、現金及び預金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて案分して弁済する。
2 清算株式会社は、本協定の認可の決定が確定した日から1か月以内に、別紙不動産目録②記載の各不動産を、債権者昭和興業株式会社に代物弁済する。

3 各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
4 清算株式会社は、本協定の認可の決定が確定した日から1か月以内に、別紙不動産目録①記載の各不動産を、津峯神社に贈与する。
5 第1項及び第2項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債

権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が第3項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
(別紙省略)

徳島地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続き開始

令和7年(再イ)第27号

兵庫県宝塚市逆瀬台5丁目5番11号

再生債務者 三重野泰将

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月19日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月3日から令和7年12月10日まで

神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係

令和7年(再イ)第79号

愛知県豊田市琴平町玄野22番地1

再生債務者 枝植 晃

- 1 決定年月日時 令和7年10月30日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月20日まで
4 一般異議申述期間 令和7年11月27日から令和7年12月4日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和7年(再イ)第92号

愛知県豊田市西中山町中清田55番地34

再生債務者 加藤 清昌

- 1 決定年月日時 令和7年10月30日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月20日まで
4 一般異議申述期間 令和7年11月27日から令和7年12月4日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和7年(再イ)第40号

滋賀県彦根市彦富町348番地42

再生債務者 赤田 祐希

- 1 決定年月日時 令和7年10月30日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月20日まで
4 一般異議申述期間 令和7年11月26日から令和7年12月10日まで

大津地方裁判所彦根支部

令和7年(再イ)第24号

兵庫県宝塚市仁川高丸3丁目15番28号

再生債務者 矢田由美子

- 1 決定年月日時 令和7年10月30日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月20日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月4日から令和7年12月11日まで

神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係

令和7年(再イ)第13号

青森市大字安田字近野256番地39

再生債務者 大坂 健一

- 1 決定年月日時 令和7年10月31日午後1時30分
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月21日まで
4 一般異議申述期間 令和7年11月28日から令和7年12月12日まで

青森地方裁判所八戸支部個人再生係

令和7年(再イ)第24号

鳥取県日野郡日南町茶屋2710番地

再生債務者 白根 周

- 1 決定年月日時 令和7年10月31日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月21日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月5日から令和7年12月12日まで

鳥取地方裁判所米子支部

令和7年(再イ)第23号

北海道帯広市東10条南19丁目2番地7

再生債務者 尾野寺隆司

- 1 決定年月日時 令和7年10月31日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月25日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月5日から令和7年12月12日まで

釧路地方裁判所帯広支部再生係

令和7年(再イ)第97号

千葉県鎌ヶ谷市東中沢3丁目24番47-7号

再生債務者 植橋ジョエル樹

- 1 決定年月日時 令和7年10月27日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月25日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月1日から令和7年12月15日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(再イ)第117号

神戸市灘区篠原字伯母野山996番地の304

再生債務者 高田 将平

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後4時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月26日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月3日から令和7年12月17日まで

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年(再イ)第93号
北九州市八幡東区清田4丁目8番4号
再生債務者 德重 浩司

1 決定年月日時 令和7年10月29日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月26日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月3日から令和7年12月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(再イ)第32号
宮城県宮城郡松島町磯崎字美映の丘87番地の1
再生債務者 鈴木 祝也

1 決定年月日時 令和7年10月30日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月27日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月11日から令和7年12月25日まで
仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第453号
東京都世田谷区松原2-39-10-402
再生債務者 鍋島万里子

1 決定年月日時 令和7年10月30日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月27日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月11日から令和8年1月5日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第479号
東京都世田谷区羽根木2-2-6-402
再生債務者 谷地 快歩

1 決定年月日時 令和7年10月30日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月27日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月11日から令和8年1月5日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第156号
横浜市保土ヶ谷区狩場町26番地1 コープ保土ヶ谷A-413号
再生債務者 宮本 匡史

1 決定年月日時 令和 7 年 10 月 30 日 午前 10 時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和 7 年 11 月 27 日まで
4 一般異議申述期間 令和 7 年 12 月 11 日から令和 7 年 12 月 25 日まで

横浜地方裁判所第 3 民事部再生係
令和 6 年(再イ) 第 9 5 号
川崎市多摩区中野島 6 丁目 29 番 4-606 号
再生債務者 伊関洋太郎
1 決定年月日時 令和 7 年 10 月 30 日 午後 4 時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和 7 年 11 月 27 日まで
4 一般異議申述期間 令和 7 年 12 月 11 日から令和 7 年 12 月 25 日まで

横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和 7 年(再イ) 第 3 5 号
静岡県富士宮市宮北町 94 番地の 1 ヒルビ レッジ 102
再生債務者 梅谷 彰太
1 決定年月日時 令和 7 年 10 月 30 日 午前 10 時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和 7 年 11 月 27 日まで
4 一般異議申述期間 令和 7 年 12 月 4 日から令和 7 年 12 月 15 日まで

静岡地方裁判所富士支部破産係
令和 7 年(再イ) 第 1 2 0 号
京都市伏見区深草大亀谷敷賀町 12 番地の 1
再生債務者 松井 敏浩
1 決定年月日時 令和 7 年 10 月 30 日 午後 3 時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和 7 年 11 月 27 日まで
4 一般異議申述期間 令和 7 年 12 月 4 日から令和 7 年 12 月 15 日まで

京都地方裁判所第 5 民事部再生係
令和 7 年(再イ) 第 4 3 4 号
大阪府寝屋川市国松町 3 番 2 号(203 号)
再生債務者 石橋 正得
1 決定年月日時 令和 7 年 10 月 30 日 午後 3 時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和 7 年 11 月 27 日まで
4 一般異議申述期間 令和 7 年 12 月 4 日から令和 7 年 12 月 12 日まで

大阪地方裁判所第 6 民事部

令和7年(再イ)第36号
大阪府松原市東新町1丁目19番31号(居所)
千葉県市川市八幡4丁目5-15 202
再生債務者 真野 友希
1 決定年月日時 令和7年10月30日午後2時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月27日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月4日から令和7年12月18日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係
令和7年(再イ)第78号
堺市西区浜寺船尾町西1丁153番地2 ハイネス謹訪森203号
再生債務者 佐川 孝則
1 決定年月日時 令和7年10月30日午後2時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月27日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月4日から令和7年12月18日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係
令和7年(再イ)第79号
大阪府富田林市昭和町2丁目2番16号(101)、
(前住所) 大阪府富田林市甲田2丁目19番11号
再生債務者 山浦 大智
1 決定年月日時 令和7年10月30日午後2時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月27日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月4日から令和7年12月18日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係
令和7年(再イ)第100号
兵庫県高砂市中筋5丁目11番5号
再生債務者 平手 明
1 決定年月日時 令和7年10月30日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月27日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月11日から令和8年1月5日まで
神戸地方裁判所姫路支部
令和7年(再イ)第109号
広島県廿日市市宮内2丁目4番13号
再生債務者 佐藤 徹

1 決定年月日時 令和7年10月30日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月27日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月4日から令和7年12月18日まで

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第7号

福岡県遠賀郡岡垣町東高倉1丁目12番11号
再生債務者 古木 和雄

1 決定年月日時 令和7年10月30日午前11時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月27日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月4日から令和7年12月11日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(再イ)第48号

岩手県二戸市米沢字家ノ上13番地1
再生債務者 平 勇司

1 決定年月日時 令和7年10月31日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月28日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月12日から令和7年12月26日まで

盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(再イ)第112号

横浜市金沢区泥亀2丁目7番2-506号
再生債務者 隅田 墨

1 決定年月日時 令和7年10月31日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月28日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月12日から令和7年12月26日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第18号

新潟県上越市北城町1丁目15番7号
再生債務者 難波 拓也

1 決定年月日時 令和7年10月31日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月28日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月12日から令和8年1月5日まで

令和7年（再イ）第22号
石川県白山市相木町457番地1 グラシュー
ズ205号室
再生債務者 石川 佑希

1 決定年月日時 令和7年10月31日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月28日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月5日から令和7年12月19日まで
金沢地方裁判所民事部

令和7年（再イ）第23号

島根県松江市浜乃木2丁目15番29-502号
再生債務者 宮廻 博明

1 決定年月日時 令和7年10月31日午前11時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月28日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月5日から令和7年12月19日まで
松江地方裁判所民事部

令和7年（再イ）第6号

愛媛県北宇和郡鬼北町大字永野市61番地12
奈良川マンションⅡ205号
再生債務者 本田 亮介

1 決定年月日時 令和7年10月31日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月28日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月5日から令和7年12月12日まで
松山地方裁判所宇和島支部

令和7年（再イ）第7号

北九州市小倉南区中吉田4丁目23番26号
再生債務者 山本 智二

1 決定年月日時 令和7年10月31日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月28日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月5日から令和7年12月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和7年（再イ）第102号

横浜市港北区日吉本町4丁目1番3号 パークサイドガーデン201
再生債務者 大久保裕一

1 決議に付する再生計画案 令和7年10月22日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月13日まで
令和7年10月30日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年（再イ）第33号

横浜市瀬谷区二ツ橋町434番地11
再生債務者 大須賀庸浩

1 決議に付する再生計画案 令和7年10月18日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月14日まで
令和7年10月31日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年（再イ）第91号

横浜市磯子区杉田6丁目11番9号
再生債務者 佐藤 慎也

1 決議に付する再生計画案 令和7年10月15日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月14日まで
令和7年10月31日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年（再イ）第92号

横浜市磯子区杉田6丁目11番9号
再生債務者 佐藤 遥

1 決議に付する再生計画案 令和7年10月15日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月14日まで
令和7年10月31日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年（再イ）第272号

新潟県長岡市大島新町2丁目甲1467-2
再生債務者 田村 竜也

1 決議に付する再生計画案 令和7年10月6日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月17日まで
令和7年10月30日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（再イ）第1号

岐阜県可児郡御嵩町上恵土216番地1

再生債務者 ゲレロブライアンこと G U E R R O B R I A N A L E X L O Z A
NO

1 決議に付する再生計画案 令和7年8月19日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月18日まで
令和7年10月28日 岐阜地方裁判所御嵩支部

令和7年（再イ）第3号

岐阜県可児郡御嵩町上恵土216番地1

再生債務者 ゲレロステラこと G U E R R O S T E L L A M A R I E D E L A
P E N A

1 決議に付する再生計画案 令和7年8月19日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月18日まで
令和7年10月28日 岐阜地方裁判所御嵩支部

令和7年（再イ）第10号

宮城県角田市佐倉字小山61番地3

再生債務者 小梨 知博

1 決議に付する再生計画案 令和7年10月28日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月20日まで
令和7年10月30日

仙台地方裁判所大河原支部

令和7年（再イ）第33号

茨城県水戸市飯島町612番地の1

再生債務者 鈴木 幹郎

1 決議に付する再生計画案 令和7年10月15日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月20日まで
令和7年10月30日

水戸地方裁判所

令和7年（再イ）第39号

茨城県水戸市見川町2563番地の1087

再生債務者 西田 大介

1 決議に付する再生計画案 令和7年10月27日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月20日まで
令和7年10月30日

横浜地方裁判所相模原支部

令和7年（再イ）第189号

愛知県北名古屋市二子屋敷340番地1 T w
i n s C o u r t A棟101号

再生債務者 清水 文太

1 決議に付する再生計画案 令和7年10月7日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月20日まで
令和7年10月30日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（再イ）第192号

名古屋市中区松原2丁目3番5号 C A N A
L N o 1 2 A - 2 号

再生債務者 西尾 孝司

1 決議に付する再生計画案 令和7年10月24日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月20日まで
令和7年10月30日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第208号 名古屋市西区上小田井2丁目33番地 グラン ドウール305号 再生債務者 宇野 将史 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 20日まで 令和7年10月30日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和6年(再イ)第42号 山梨県中央市布施2670番地6 再生債務者 松北アケミこと マツキタ ベゼ ラ アンジェラ アケミ 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月22日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 27日まで 令和7年10月30日 甲府地方裁判所民事部破産係	1 決議に付する再生計画案 令和7年10月20日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 27日まで 令和7年10月30日 大阪地方裁判所堺支部個人再生係	令和7年(再イ)第22号 徳島県徳島市富田橋8丁目9番地の1 サン ライト富田橋 701 再生債務者 立見 雅昭 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月23日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11 月20日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 27日まで 令和7年10月30日 徳島地方裁判所民事部
令和7年(再イ)第220号 名古屋市熱田区中出町2丁目22番地 日比野 団地2棟401号 再生債務者 村山 直美 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 20日まで 令和7年10月30日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(再イ)第217号 大阪府茨木市天王1丁目3番36号 スプラン ディッド茨木天王 101号 再生債務者 モズ総合探偵社こと 小林 流芽 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 27日まで 令和7年10月30日 大阪地方裁判所第6民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年10月22日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 27日まで 令和7年10月30日 大阪地方裁判所堺支部個人再生係	令和7年(再イ)第10号 福岡県大牟田市天神町3番地9 再生債務者 橋口 文恵 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月21日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11 月20日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 27日まで 令和7年10月30日 福岡地方裁判所大牟田支部
令和7年(再イ)第27号 福岡県久留米市高良内町73番地1 再生債務者 納富 大輔 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月20日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 20日まで 令和7年10月30日 福岡地方裁判所久留米支部個人再生係	令和7年(再イ)第285号 大阪府門真市岸和田3丁目33番3号 再生債務者 宮本 学 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月29日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 27日まで 令和7年10月30日 大阪地方裁判所第6民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年10月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 27日まで 令和7年10月30日 奈良地方裁判所	令和7年(再イ)第32号 奈良市東紀寺町1丁目7番201号 再生債務者 芝田 博之 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 27日まで 令和7年10月30日 福岡地方裁判所大牟田支部
令和7年(再イ)第21号 千葉県松戸市ニツ木1755番地の4 再生債務者 西村けい子 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 25日まで 令和7年10月28日 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(再イ)第293号 大阪府池田市畠5丁目2番25号 再生債務者 益繁 直子(旧姓楠本) 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月29日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 27日まで 令和7年10月30日 大阪地方裁判所第6民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年10月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 1日まで 令和7年10月31日 京都地方裁判所第5民事部再生係	令和7年(再イ)第62号 京都市南区吉祥院三ノ宮西町1番地メロ ディーハイム西大路デュオノワール404号 再生債務者 山口 敦史 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 1日まで 令和7年10月31日 長崎地方裁判所民事部個人再生係
令和7年(再イ)第92号 千葉県松戸市小金原5丁目4番地の10 再生債務者 三宅 康之 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月27日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 25日まで 令和7年10月28日 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(再イ)第60号 大阪府羽曳野市南恵我之荘3丁目2番29- 107号 ペーンヴィラージュ 再生債務者 坂本 隆志	1 決議に付する再生計画案 令和7年10月20日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 1日まで 令和7年10月30日 京都地方裁判所福知山支部個人再生係	令和7年(再イ)第8号 鹿児島県大島郡名町大字余多988番地 再生債務者 前田 拓 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月24日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11 月20日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 20日まで 令和7年10月30日 鹿児島地方裁判所名瀬支部

令和7年（再イ）第71号 兵庫県姫路市白浜町甲337番地1 再生債務者 岡本 啓吾	1 決議に付する再生計画案 令和7年10月29日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11月21日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月28日まで 令和7年10月31日 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年（再イ）第14号 鳥取県境港市幸神町41番地2 再生債務者 井村 瑠花	1 決議に付する再生計画案 令和7年10月27日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11月21日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月21日まで 令和7年10月31日 鳥取地方裁判所米子支部
令和7年（再イ）第15号 鳥取県西伯郡大山町豊房538番地2 再生債務者 福原 博満	1 決議に付する再生計画案 令和7年10月22日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11月21日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月21日まで 令和7年10月31日 鳥取地方裁判所米子支部
令和7年（再イ）第8号 広島市西区山田新町1丁目10番23号 再生債務者 優希商店こと 桶田 博行	1 決議に付する再生計画案 令和7年10月22日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11月28日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月28日まで 令和7年10月31日 広島地方裁判所民事第4部 小規模個人再生による再生手続廃止
令和6年（再イ）第59号 埼玉県草加市瀬崎3丁目22番3-107号（旧住所）埼玉県草加市瀬崎3丁目45番6号 サンセット・ガード谷塚寮 再生債務者 内倉 和秀	

1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。 令和7年10月30日 さいたま地方裁判所越谷支部再生係	1 決定年月日時 令和7年10月30日午後3時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月5日から令和7年12月19日まで 奈良地方裁判所	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年10月14までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年10月30日 さいたま地方裁判所第3民事部
令和7年（再イ）第23号 三重県いなべ市大安町石榑南460番地1 再生債務者 石垣 俊哉	香川県高松市成合町327番地3 再生債務者 福江 峻之	令和7年（再口）第3号 埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台南1丁目6番地4 再生債務者 熊谷 信一
1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。 令和7年10月31日 津地方裁判所四日市支部	1 決定年月日時 令和7年10月31日午前10時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月12日から令和7年12月26日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年10月23までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年10月30日 さいたま地方裁判所越谷支部再生係
令和7年（再イ）第27号 奈良県大和郡山市額田部北町636番地5 再生債務者 上村 正人	令和7年（再口）第2号 奈良地方裁判所	令和7年（再口）第3号 兵庫県加古川市加古川町大野319番地の16 再生債務者 永吉 亮太
1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。 令和7年10月31日 奈良地方裁判所 給与所得者等再生による再生手続開始	1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年10月14日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年11月17日まで 令和7年10月30日 東京地方裁判所民事第20部	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年10月24までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年10月30日 神戸地方裁判所姫路支部 所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告
令和7年（再イ）第10028号 鹿児島県鹿屋市札元1丁目25番32号 再生債務者 柿迫 英樹	令和7年（再口）第10028号 東京都杉並区宮前2-10-42 宮前ヴィレッジB 104 再生債務者 張江 充	次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。
1 決定年月日時 令和7年10月27日午前11時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月25日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月8日から令和7年12月15日まで 鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係	1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年10月27日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年11月25日まで 令和7年10月30日 大阪地方裁判所第6民事部 給与所得者等再生による再生計画認可	令和7年（再口）第12号 大阪市生野区田島6丁目8番27-503号（住民票上の住所）大阪市淀川区新北野3-12-24-503 再生債務者 中田千香子（旧姓松浦）
令和7年（再イ）第10037号 東京都足立区東伊興1-12-6 再生債務者 須賀 直子	1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年10月27日付け再生計画案 2 書面で意見を述べ POSSIBILITY 3 再生債権の届出期間 令和7年11月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月11日から令和8年1月5日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年10月27日付け再生計画案 2 書面で意見を述べ POSSIBILITY 3 2の書面の提出期間 令和7年11月25日まで 令和7年10月30日 大阪地方裁判所第6民事部 給与所得者等再生による再生計画認可
令和7年（再口）第1号 奈良市帝塚山6丁目11番13号 再生債務者 吉田 能子	令和6年（再口）第25号 さいたま市桜区町谷4丁目27番3号 再生債務者 小沼 洋貴	令和6年（再口）第25号 さいたま市桜区町谷4丁目27番3号 再生債務者 小沼 洋貴

令和7年(チ)第8号
北海道虻田郡豊浦町字東雲町125番地1
申立人 ミッチャエル・グラント・ディビッド
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) タイ王国、バンコク、ラクシー、バンケン、チェーンワットナーロード、ムーバンチュンチャーンソイ17、676/161
所在等不明共有者 ハンシリクン・ピラワン・アレックス
届出期間満了日 令和8年2月27日
令和7年10月27日 札幌地方裁判所岩内支部
(別紙) 物件目録
1 所在 虻田郡俱知安町字高砂
地番 222番27
地目 宅地
地積 306.00平方メートル
所在等不明共有者の持分 10分の6
2 所在 虻田郡俱知安町字高砂 222番地27
家屋番号 222番27
種類 共同住宅
構造 コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床面積 1階 75.24平方メートル
2階 75.24平方メートル
所在等不明共有者の持分 10分の6
令和7年(チ)第2号
大阪市福島区福島4丁目3番23-1705号
申立人 山地 進
(最後の住所) 神戸市西区
所在等不明共有者 亡橋本権三郎相続財産
届出期間満了日 令和8年1月26日
令和7年10月27日 高松地方裁判所丸亀支部
(別紙) 物件目録
所在 香川県善通寺市下吉田町字本村西248番2
宅地 68.80平方メートル
所有者不明土地管理命令に関する異議の催告
次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第2号
栃木県小山市若木町1-14-37
申立人 斎藤 正樹
同上
申立人 斎藤 香代
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 小山市大字出井2135番地
所有者 荒井 政治
届出期間満了日 令和8年1月5日
令和7年10月28日
宇都宮地方裁判所栃木支部
(別紙) 物件目録
所在 小山市若木町一丁目
地番 1472番20
地目 宅地
地積 413.19平方メートル
令和7年(チ)第11号
東京都小金井市中町2丁目19番33号
申立人 郷 智行
住所・居所 不明
所有者 三島郡来迎寺村来迎寺普通水利組合
届出期間満了日 令和8年1月5日
令和7年10月28日 新潟地方裁判所長岡支部
(別紙) 物件目録
所在 長岡市来迎寺字渋田
地番 甲2716番6
地目 宅地
地積 9.91平方メートル
所有者不明建物管理命令に関する異議の催告
次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第35号
石川県羽咋市旭町ア200番地
申立人 羽咋市長 岸 博一
(最後の住所) 石川県羽咋市本江町ナ6番地
所有者 亡原田信義相続財産
届出期間満了日 令和7年12月26日
令和7年10月27日 金沢地方裁判所七尾支部
(別紙) 物件目録
1 所在 羽咋市本江町ナ6番地
家屋番号 6番
種類 居宅
構造 木造瓦葺2階建

**床面積 1階 71.07平方メートル
2階 19.83平方メートル
(未登記建物)**
2(1)所在 羽咋市本江町ナ6番地
種類 付属家・農家用
構造 木造日本瓦平家建
床面積 32.23平方メートル
2(2)所在 羽咋市本江町ナ6番地
種類 付属家・農家用
構造 木造日本瓦平家建
床面積 57.42平方メートル
(3)所在 羽咋市本江町ナ6番地
種類 付属家・一般用
構造 木造日本瓦平家建
床面積 26.28平方メートル
(物件2(1)ないし(3)はあわせて1棟の建物である。)

令和7年(チ)第3号
広島県呉市長ノ木町6番6号
申立人 中道 玉枝
亡島田千代香の最後の住所 広島県呉市東片山町12番1号
(亡島田千代香の不動産登記記録上の住所)
呉市東片山町28番地
所有者 亡島田千代香相続財産
届出期間満了日 令和8年1月5日
令和7年10月27日 広島地方裁判所呉支部
(別紙) 物件目録
所在 呉市東片山町12番地1
家屋番号 12番1
種類 居宅
構造 木造瓦葺平家建
床面積 36.36平方メートル

会社その他のお知らせ
合併公告
左記会社は合併して、甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。
これらの合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 楽天ステイホスピタリティ株式会社
東京都港区港南1丁目1-6番5号
(甲) 代表取締役 萩原 克彦
(乙) 楽天ステイオペレーションズ株式会社
大分県由布市湯布院町川上1五五六番地1
(乙) 代表取締役 萩原 克彦
(丙) 株式会社ゆふいんくつろぎの郷
代表取締役 萩原 克彦

合併公告
左記会社は合併して甲は乙丙の権利義務全部を承継して存続し、乙丙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済
(乙) 楽天・丁
掲載紙 官報
掲載の日付 令和7年5月15日
掲載頁 八十頁(号外第107号)
(戊) 楽天・丁
掲載紙 官報
掲載の日付 令和7年5月15日
掲載頁 八十二頁(号外第107号)
令和7年11月11日 東京都世田谷区玉川一丁目1四番1号
(甲) 楽天グループ株式会社
東京都世田谷区玉川一丁目1四番1号
代表取締役 三木谷浩史
(乙) 楽天マート株式会社
東京都世田谷区玉川一丁目1四番1号
代表取締役 蘭 誠錦
(丙) 楽天チケット株式会社
東京都世田谷区玉川一丁目1四番1号
代表取締役 梅本 悅郎
(丁) 楽天カード株式会社
東京都世田谷区玉川一丁目1四番1号
代表取締役 大崎周二郎
(戊) 株式会社Monzen Corporation Japan
代表取締役 加藤 達也

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。これらの合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年5月15日
掲載頁 七十九頁 (号外第一〇七号)

(乙)掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年5月15日
掲載頁 八十二頁 (号外第一〇七号)

(丙)掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年5月15日
掲載頁 八十頁 (号外第一〇七号)

(甲) ワールドトラベルシステム株式会社

代表取締役 永富 文彦

(乙) 株式会社クリップス

代表取締役 タツカーディマンントア

(丙) 楽天トラベルサービス株式会社

代表取締役 高野 芳行

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和8年4月1日です。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和7年9月3日
掲載頁 一五二頁 (号外第一九九号)

(乙)掲載 官報

掲載の日付 令和7年9月3日
掲載頁 二頁

(甲) 中設エンジ株式会社

代表取締役 今井 重利

(乙) 株式会社シーアイテック

代表取締役 渡辺 裕正

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が電子部品事業本部電子デバイス事業部で運営するパワーデバイス事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年11月11日 東京都千代田区大手町一丁目一番大手町パークビルディング

(甲) P W C ビジネストラーンスフォー
代表社員 P W C J a p a n 合同会社
職務執行者 桂 憲司

(乙) P W C ビジネスアシュアランス合
同会社
代表社員 P W C J a p a n パート
ナーシップ合同会社
職務執行者 山口 健志

(丙) 楽天トラベルサービス株式会社
代表取締役 高野 芳行

東京都千代田区大手町一丁目一番大手町パークビルディング

(乙) P W C ビジネスアシュアランス合
同会社
代表取締役 永富 文彦

新潟県新潟市中央区鎧西二丁目一九番一五号
シヨツク

(乙) 株式会社クリップス
代表取締役 タツカーディマンントア

東京都世田谷区玉川一丁目一四番一号
シヨツク

(丙) 楽天トラベルサービス株式会社
代表取締役 高野 芳行

東京都世田谷区玉川二丁目二二番一号
シヨツク

(甲) ワールドトラベルシステム株式会社
代表取締役 永富 文彦

新潟県新潟市中央区鎧西二丁目一九番一五号
シヨツク

(乙) 株式会社クリップス
代表取締役 タツカーディマンントア

東京都世田谷区玉川一丁目一四番一号
シヨツク

(丙) 楽天トラベルサービス株式会社
代表取締役 高野 芳行

新潟県新潟市中央区鎧西二丁目一九番一五号
シヨツク

(乙) 株式会社クリップス
代表取締役 タツカーディマンントア

東京都世田谷区玉川一丁目一四番一号
シヨツク

(甲) 中設エンジ株式会社
代表取締役 今井 重利

(乙) 株式会社シーアイテック
代表取締役 渡辺 裕正

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産の保有、管理及び賃貸事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年11月11日 東京都千代田区大手町一丁目一番大手町パークビルディング

(甲) 株式会社秦野ハワーデバイス
代表取締役 松本 学
(乙) 京セラ株式会社
代表取締役 谷本 秀夫

(甲) 株式会社秦野ハワーデバイス
代表取締役 松本 学
(乙) 京セラ株式会社
代表取締役 谷本 秀夫

(甲) 株式会社秦野ハワーデバイス
代表取締役 松本 学
(乙) 京セラ株式会社
代表取締役 谷本 秀夫

(甲) 株式会社秦野ハワーデバイス
代表取締役 松本 学
(乙) 京セラ株式会社
代表取締役 谷本 秀夫

(甲) 株式会社秦野ハワーデバイス
代表取締役 松本 学
(乙) 京セラ株式会社
代表取締役 谷本 秀夫

(甲) 株式会社秦野ハワーデバイス
代表取締役 松本 学
(乙) 京セラ株式会社
代表取締役 谷本 秀夫

(甲) 株式会社秦野ハワーデバイス
代表取締役 松本 学
(乙) 京セラ株式会社
代表取締役 谷本 秀夫

(甲) 株式会社秦野ハワーデバイス
代表取締役 松本 学
(乙) 京セラ株式会社
代表取締役 谷本 秀夫

(甲) 株式会社秦野ハワーデバイス
代表取締役 松本 学
(乙) 京セラ株式会社
代表取締役 谷本 秀夫

(甲) 株式会社秦野ハワーデバイス
代表取締役 松本 学
(乙) 京セラ株式会社
代表取締役 谷本 秀夫

(甲) 株式会社秦野ハワーデバイス
代表取締役 松本 学
(乙) 京セラ株式会社
代表取締役 谷本 秀夫

(甲) 株式会社秦野ハワーデバイス
代表取締役 松本 学
(乙) 京セラ株式会社
代表取締役 谷本 秀夫

(甲) 株式会社秦野ハワーデバイス
代表取締役 松本 学
(乙) 京セラ株式会社
代表取締役 谷本 秀夫

(甲) 株式会社秦野ハワーデバイス
代表取締役 松本 学
(乙) 京セラ株式会社
代表取締役 谷本 秀夫

(甲) 株式会社秦野ハワーデバイス
代表取締役 松本 学
(乙) 京セラ株式会社
代表取締役 谷本 秀夫

(甲) 株式会社秦野ハワーデバイス
代表取締役 松本 学
(乙) 京セラ株式会社
代表取締役 谷本 秀夫

(甲) 株式会社秦野ハワーデバイス
代表取締役 松本 学
(乙) 京セラ株式会社
代表取締役 谷本 秀夫

(甲) 株式会社秦野ハワーデバイス
代表取締役 松本 学
(乙) 京セラ株式会社
代表取締役 谷本 秀夫

(甲) 株式会社秦野ハワーデバイス
代表取締役 松本 学
(乙) 京セラ株式会社
代表取締役 谷本 秀夫

(甲) 株式会社秦野ハワーデバイス
代表取締役 松本 学
(乙) 京セラ株式会社
代表取締役 谷本 秀夫

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産の保有、管理及び賃貸事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年11月11日 東京都千代田区大手町一丁目一番大手町パークビルディング

(甲) 株式会社リノハレ
代表取締役 久米 一徳
(乙)掲載紙 官報

令和7年11月11日

大阪府高槻市大塚町四丁目一二番五号
A S A D A ホールディングス株式会社
代表取締役 小田 浩史

東京都中央区日本橋人形町一丁目四番一〇号
（甲）株式会社シーアイテック
代表取締役 渡辺 裕正

愛媛県新居浜市高木町三番一三号
（甲）合同会社日光ホールディングス
代表取締役 齋藤 廉

東京都中央区日本橋横山町七番一八号
（乙）株式会社ガイア
代表取締役 齋藤 廉

東京都中央区日本橋人形町一丁目四番一〇号
（甲）株式会社シーアイテック
代表取締役 渡辺 裕正

東京都中央区日本橋人形町一丁目四番一〇号
（甲）合同会社日光ホールディングス
代表取締役 齋藤 廉

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を百三十億九千五百三十八万三千六百九十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月十一日

静岡県浜松市中央区砂山町三三一番地の二
株式会社HAMATOMOホールディングス
代表取締役 大石 恵司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九億五千八百九十九万円、資本準備金の額を二億九百八十八万円減少し、それぞれ四億九千九百円、二億八千九百九十二万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和七年二月十四日
掲載頁 六十九頁 (号外第三十号)
令和七年十一月十一日

宮城県栗原市若柳字大林新寺浦一番地
株式会社ハイレックス宮城
代表取締役 岡田 政志

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百五十万円、資本準備金の額を七百五十万円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/208789/announces
GIOファンド株式会社
代表取締役 田沼 豪
東京都中央区日本橋兜町八番一号

資本金及び準備金の額の減少公告

令和七年十一月十一日

当社は、資本金の額を八千二百八十八万円、資本準備金の額を十二億六千七百八十八万円減少し、それぞれ一億円、二千五百万円とするにいたしました。

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千二百八十八万円、資本準備金の額を十二億六千七百八十八万円減少し、そ

れぞれ一億円、二千五百万円とするにいたしました。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/721244/announces

効力発生日は令和七年十二月十九日、株主総会の決議は令和七年十二月十八日を予定しております。

東京都新宿区新宿四丁目三番一七号
株式会社アスソラ

この決定に対し異議のある債権者は、令和七年十二月十五日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済
令和七年十一月十一日
東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋
一丁目ビルディング
ス株式会社 代表取締役 繁野 径子
令和アカウンティング・ホールディング

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千万四千五百一円、資本準備金の額を二千二百五十万円、資本準備金の額を五千万四千五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和七年二月十二日
掲載頁 六十九頁 (号外第三十号)

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和七年二月十二日
掲載頁 六十九頁 (号外第三十号)

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和七年二月十二日
掲載頁 六十九頁 (号外第三十号)

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和七年二月十二日
掲載頁 六十九頁 (号外第三十号)

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和七年二月十二日
掲載頁 六十九頁 (号外第三十号)

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和七年二月十二日
掲載頁 六十九頁 (号外第三十号)

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和七年二月十二日
掲載頁 六十九頁 (号外第三十号)

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和七年二月十二日
掲載頁 六十九頁 (号外第三十号)

令和七年十一月十一日

東京都新宿区新宿四丁目三番一七号
株式会社アスソラ

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和七年二月十二日
掲載頁 六十九頁 (号外第三十号)

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和七年二月十二日
掲載頁 六十九頁 (号外第三十号)

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和七年二月十二日
掲載頁 六十九頁 (号外第三十号)

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和七年二月十二日
掲載頁 六十九頁 (号外第三十号)

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和七年二月十二日
掲載頁 六十九頁 (号外第三十号)

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和七年二月十二日
掲載頁 六十九頁 (号外第三十号)

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和七年二月十二日
掲載頁 六十九頁 (号外第三十号)

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和七年二月十二日
掲載頁 六十九頁 (号外第三十号)

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和七年二月十二日
掲載頁 六十九頁 (号外第三十号)

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和七年二月十二日
掲載頁 六十九頁 (号外第三十号)

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和七年二月十二日
掲載頁 六十九頁 (号外第三十号)

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので、公表します。

令和七年十一月十一日

千葉市中央区登戸二丁目二番七号
インボートカーズ株式会社
代表取締役 出野 祥平

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月十一日

新和自動車株式会社
代表取締役 辻 大輔

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月十一日

阪東自動車株式会社
取締役社長 田崎 聰

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月十一日

当社は、令和七年十一月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので、公表します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月十一日

東京都墨田区押上一丁目一番二号
東京都江東区亀戸三丁目五一番一〇号
新和自動車株式会社
代表取締役 辻 大輔

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和七年二月十二日
掲載頁 六十九頁 (号外第三十号)

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和七年二月十二日
掲載頁 六十九頁 (号外第三十号)

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和七年二月十二日
掲載頁 六十九頁 (号外第三十号)

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和七年二月十二日
掲載頁 六十九頁 (号外第三十号)

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので、公表します。

令和七年十一月十一日

高知市菜園場町一一番二二号
四銀総合リース株式会社
代表取締役 須賀 昌彦

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月十一日

新潟県長岡市城内町二丁目五番三号
ビル三階
株式会社新潟プロバスケットボール
代表取締役 糸満 盛人

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月十一日

当社は、令和七年十一月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので、公表します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月十一日

株式移転につき株券等提出公告

当社は、株式会社Japan Animal Care Holdingsを完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年十二月十二日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月十一日

東京都千代田区神田東松下町一〇番地五

株式会社Japan Animal Care Holdings

代表取締役 仲田真紀子

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告
当社の全ての日本における代表者である中島崇賢が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十一日

東京都小平市花小金井六丁目三一番二一号

INTEC ENERGIES

日本における代表者 中島 崇賢

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告
当社の全ての日本における代表者である石雨森が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十一日

横浜市中区長者町二丁目六番地七ライフレ

ビューヨコハマ内スクエア一〇一〇号室

WEE KANG ENTERPRISE SDN.BHD.
日本における代表者 石 雨森

限定承認公告
本籍静岡県静岡市清水区草薙杉道三丁目一五

一三番地一、最後の住所静岡県静岡市清水区

草薙杉道三丁目一四番六号

被相続人 死 外谷 徳彦

右被相続人は令和七年五月二十七日死亡し、その相続人は令和七年十月二十七日静岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年十一月十一日
静岡県静岡市駿河区八幡二丁目一〇番一一番地
限定承認者 外谷 幸俊
優先出資の消却につき優先出資証券提出公告
して二百四十四万一千口とするにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十二月十二日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月十一日
東京都港区六本木一丁目九番一〇号アーツ
限定承認者 外谷 幸俊
優先出資の消却につき優先出資証券提出公告
して二百四十四万一千口とするにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十二月十二日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月十一日

東京都港区西新橋一丁目一番一号EPコンサルティングサービス内

梅花特定目的会社

取締役 目黒 正行

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告
当社は、発行済優先出資百九万千口を消却して二百八十六万八千口とすることにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十二月十二日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月十一日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

Life Style 1 特定目的会社

取締役 中村 武

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告
当社は、発行済優先出資十二万千口を消却して二百八十六万八千口とすることにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十二月十二日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月十一日

東京都港区西新橋一丁目一一番一号EPコンサルティングサービス内

日暮里特定目的会社

取締役 目黒 正行

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告
当社は、発行済優先出資十二万千口を消却して二百八十六万八千口とすることにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十二月十二日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月十一日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

花月特定目的会社

取締役 鄭 武壽

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告
当社は、発行済優先出資十二万千口を消却して二百八十六万八千口とすることにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十二月十二日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月十一日

東京都杉並区阿佐谷南一丁目四八番一六号

合資会社平田商店

代表社員 小宮山倉平

任意清算公告
当法人は、令和七年十月三十一日をもって解散し、社会保険労務士法第二十五条の二十五第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申しださい。

令和七年十一月十一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内

Life Style 2 特定目的会社

取締役 高山 知也

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告
当社は、発行済優先出資六万八千口を消却することといたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十二月十二日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月十一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内

ジャパンロジスティクス3特定目的会社

取締役 高山 知也

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告
当社は、優先出資の消却につき優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十二月十二日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月十一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内

OVE LWORK K and a 六階

リンク&パートナーズ社会保険労務士法人

社員 中 弥希

優先資本金の額の減少公告
当社は、優先資本金の額を百億円減少することにいたしました。

令和七年十一月十一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内

ヤパンロジスティクス3特定目的会社

取締役 高山 知也

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告
当社は、優先出資の消却につき優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十二月十二日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月十一日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アーツ
限定承認者 外谷 幸俊

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告
して二百四十四万一千口とするにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十二月十二日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月十一日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アーツ
限定承認者 外谷 幸俊

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告
して二百四十四万一千口とするにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十二月十二日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月十一日

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を九千六十六万円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十二月十二日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月十一日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

Life Style 1 特定目的会社

取締役 中村 武

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告
当社は、発行済優先出資百九万千口を消却して二百八十六万八千口とすることにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十二月十二日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月十一日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

花月特定目的会社

取締役 鄭 武壽

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告
当社は、発行済優先出資十二万千口を消却して二百八十六万八千口とすることにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十二月十二日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月十一日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

花月特定目的会社

取締役 鄭 武壽

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告
当社は、発行済優先出資十二万千口を消却して二百八十六万八千口とすることにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十二月十二日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月十一日

東京都杉並区阿佐谷南一丁目四八番一六号

合資会社平田商店

代表社員 小宮山倉平

任意清算公告
当法人は、令和七年十月三十一日をもって解散し、社会保険労務士法第二十五条の二十五第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申しださい。

令和七年十一月十一日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

花月特定目的会社

取締役 鄭 武壽

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告
当社は、発行済優先出資十二万千口を消却して二百八十六万八千口とすることにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十二月十二日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月十一日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

花月特定目的会社

取締役 長尾 誠

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三百二十二億円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十二月十二日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月十一日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

メリルボーン特定目的会社

取締役 高橋 通彰

優先資本金の額の減少公告
当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、優先資本金の額を四五億一八一六万二〇〇〇円減少することにいたしました。

令和七年十一月十一日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

メリルボーン特定目的会社

取締役 高橋 通彰

